遊漁船業者登録の手引

令和８年９月

千葉県農林水産部水産局水産課

目　次

１　遊漁船業とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１ページ
２　手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２ページ
３　登録の申請
（１）登録申請前の準備・確認・・・・・・・・・・・・・・・・　３ページ
（２）県への登録申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６ページ
（３）登録の通知の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６ページ
（４）営業開始の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８ページ
４　変更手続
（１）登録事項に変更があったときの手続・・・・・・・・・　９ページ
（２）業務規程を変更するときの手続・・・・・・・・・・・・11 ページ
５　遊漁船業者及び業務主任者の責務等
（１）遊漁船業者の責務等・・・・・・・・・・・・・・・・・・13 ページ
（２）業務主任者の責務等・・・・・・・・・・・・・・・・・・15 ページ
６　廃業等の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17 ページ
７　問合せ先及び書類提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・18 ページ
各様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19 ページ
記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67 ページ
利用者名簿の参考様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115 ページ
インターネットでの公表のイメージ（例）・・・・・・・・・116 ページ

１　遊漁船業とは

船舶により乗客を漁場に案内し、釣り等の方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業を「遊漁船業」といいます。

（１）遊漁船業者の登録

「遊漁船業」を営もうとする者は、営業所のある所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。

なお、法の適用範囲とされるのは、海面及び以下の内水面です。

したがって、これ以外の内水面で船舶により乗客に釣りなどをさせる場合は登録を受ける必要はありません。

①サロマ湖　②能取湖　③風蓮湖　④温根湖　⑤厚岸湖　⑥霞ヶ浦 ⑦北浦及び外浪逆浦　⑧加茂湖　⑨浜名湖　⑩琵琶湖　⑪中海

（２）登録の有効期間

遊漁船業者の登録の有効期間は５年間です。

ただし、業務停止命令を受けた場合は１年に、業務改善命令を受けた場合等は３年に短縮されます。

2　手続の流れ

登録申請前の準備・確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３ページ



○船舶検査の受検
○損害賠償保険の加入
○業務主任者の選任
○業務規程の作成
○登録の拒否要件の確認

県への登録申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６ページ



○遊漁船業者登録申請書
○添付書類
（誓約書、住民票の抄本等、保険証券の写し、船舶検査証の写し、
実務研修証明書、船舶免許証の写し、業務主任者講習会修了証書の写し、
業務規程　　など）

登録の通知の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６ページ



○県から登録通知書を送付

営業開始の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８ページ



○利用者名簿の備置き
○標識の掲示
○利用者の安全確保等に関する情報の公表
○遊漁船業者及び業務主任者の責務等の確認

営業開始



○登録更新の申請（通常５年に１回）・・・・・・・・・・・・・３ページ
○登録事項変更の届出（登録内容に変更があった場合）・・・・９ページ
○業務規程変更の届出（業務規程を変更する場合）・・・・・・11 ページ
○廃業等の届出（遊漁船業を廃止する場合等）・・・・・・・・17 ページ

3　登録の申請

（1）登録申請前の準備・確認

新規登録の申請に当たっては、事前に以下のア～エについて準備・確認をしておく必要があります。

遊漁船業者の登録は通常５年ごとに更新する必要があり、更新の際の手続は登録の申請と同様です。

更新の申請は、登録の有効期間が満了する日の 30 日前までに行わなければなりません。

ア　船舶検査の受検

遊漁船として使用する船舶は、小型船舶検査機構（JCI）による船舶検査を受検していなければなりません。受検の有無は、船舶検査証書の有効期間により確認します。

イ　損害賠償保険の加入

船舶検査証書に記載された旅客定員１人当たり 5,000 万円以上の保険に加入している必要があります。

なお、瀬渡しにおいて、複数回往復することで旅客定員以上の人数を瀬渡しする場合であっても１人当たり 5,000 万円以上の保険に加入している必要があることから「利用定員」という考え方が導入されました。

「利用定員」とは、「瀬渡しを行う場合に同時に漁場（遊漁船内含む）にいる最大人数」であり、利用定員１人当たり 5,000 万円以上の保険に加入する必要があります。

※　遊漁船の旅客定員を 10 名とした場合の**利用定員**

例①・沖合の防波堤に３往復して最大 30 名を同時に渡す。
→同時に防波堤にいる最大人数の 30 名。

例②・第１便で最大 10 名を磯 A に渡し、第２便で最大 10 名を磯 B に渡す。
→同時に磯 A と磯 B にいる最大人数の 20 名。

例③・第１便で最大 10 名を防波堤に渡す。
・第２便で最大 10 名を同じ防波堤に渡すが、その帰途で第１便の 10 名を連れ帰る。
→同時に防波堤と遊漁船にいる最大人数の 20 名。

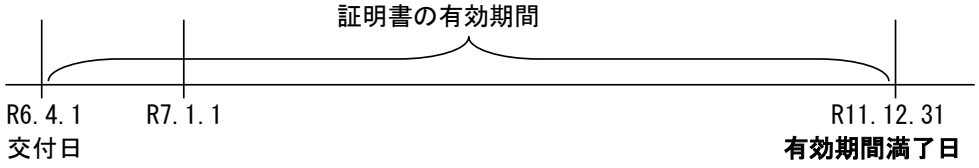
例④・沖合の防波堤に最大 10 名を渡し、別途同時に船釣りも行う。
→同時に防波堤と遊漁船で釣りをさせる最大人数の 20 名。

ウ　業務主任者の選任

遊漁船業者は以下の基準を満たした遊漁船業務主任者を選任し、遊漁船に乗り組ませて利用者の安全確保等の業務を行わせなければなりません。

＜業務主任者の選任の基準＞
○海技士（航海）又は小型船舶操縦士（１級又は２級）としての海技従事者免許を受けている者
○遊漁船業に関して１年以上の実務経験を有する者又は遊漁船業務主任者の指導の下、１日５時間以上の日程で 30 日間の実務研修を修了した者
○遊漁船業務主任者講習を修了した者で、講習修了証明書の交付を受けた日の属する年の翌年の１月１日（交付日が１月１日の場合には同日）から５年を経過していない者★
※　以下に該当する者については選任できません。
・登録の拒否要件に該当する者
・業務改善命令を受け業務主任者を解任され、解任の日から５年を経過しない者

★　遊漁船業務主任者講習修了証明書の有効期間について
（例）令和６年４月１日に修了証明書の交付を受けた場合



エ　業務規程の作成

登録申請書の添付書類として業務規程が必要になります。78 ページの記入例を参考に作成してください。

なお、登録の更新の際は、内容に変更が無い場合であっても、再度提出する必要があります。

オ　登録の拒否要件

次の者は、登録が拒否されます。

①　登録取消処分を受けてから５年以内である者

②　登録取消処分を受けた法人の役員で当該登録取消処分を受けてから５年以内である者

③　密接関係法人が登録取消処分を受けた法人で、当該登録取消処分から５年以内である法人

④　処分逃れのために廃業をしてから５年以内である者（法人及び法人の役員を含む）

⑤　事業停止命令中である者

⑥　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから５年以内である者

⑦　遊漁船業法、船舶安全法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、漁業法、水産資源保護法若しくはこれらの法律に基づく命令（漁業調整規則等）又は船員法の規定に違反し、罰金刑に処せられ、その執行から５年以内である者

⑧　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年以内である者

⑨　①、②、④～⑧、⑩に該当する法定代理人

⑩　①、②、④～⑧に該当する役員がいる法人

⑪　⑧の者がその事業活動を支配する者

⑫　遊漁船業務主任者を選任していない者

⑬　利用者の生命又は身体について損害を生じ、その被害者に対しその損害の賠償するための適切な填補限度額の保険契約又は共済契約に加入していない者

⑭　業務規程（利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項に係る部分に限る。）が農林水産省令で定める基準に適合していない者

（２）県への登録申請

営業所所在地を担当する水産課又は各水産事務所に以下のア、イの書類に必要事項を記入し、提出してください。

なお、登録を更新する場合、更新の申請は、登録の有効期間が満了する日の 30 日前までに行わなければなりません。

ア　登録申請書

別記様式第１号により必要事項を記入の上、千葉県収入証紙を貼付してください。

（別記様式第１号 20、21 ページ、記入例 68～71 ページ）

新規の場合：千葉県収入証紙 25,000 円分を貼付

更新の場合：千葉県収入証紙 19,000 円分を貼付

※ 千葉県では、収入証紙を廃止し、キャッシュレス決済に移行することとしています。

販売終了　令和 8 年 12 月末日

利用終了　令和 9 年 12 月末日

キャッシュレス決済に係る具体的な手続は、こちらを御確認ください。

URL（https://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/gyogyou/gaiyou/suisan-cashless.html）

イ　添付書類

次ページの一覧を御確認の上、該当するものを添付してください。

※　申請から登録の通知まで 20 日間程度かかります。申請書は時間的余裕を持って、提出してください。

（３）登録の通知の受領

遊漁船業者の登録完了後、県より、登録番号及び有効期間を通知します。

登録番号及び有効期間の通知があったら、業務規程の表紙にそれぞれ記載して、営業所及び使用船舶に一部ずつ備え置いてください。

（行政手続等のデジタル化の推進のため、令和６年４月以降は届出済印を押印した業務規程を返送しないこととします。）

登録の申請に必要な書類	個人	法人	留意事項
遊漁船業者登録申請書（別記様式第１号）	○	○	・千葉県収入証紙を貼付 新規：25,000 円分 更新：19,000 円分 証紙販売終了：令和 8 年 12 月末日 証紙利用終了：令和 9 年 12 月末日
誓約書（別記様式第２号）	○	○	
誓約書（別記様式第３号の２）	○	○	
申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面※	○	○	・住民票は交付されてから３ヶ月以内 ・法人の場合は、その代表者に係るもの ・未成年者の場合、法定代理人に係るものも必要
遊漁船の損害賠償の支払い能力を証する書面 （保険証券・付保証明書等の写し）	○	○	・使用する遊漁船全て必要 ・被保険者が申請者と異なる場合は、保険の同意書（様式 66 ページ、記入例 114 ページ）が必要。
遊漁船の船舶検査証書の写し	○	○	・使用する遊漁船全て必要
登記事項証明書		○	・交付されてから３ヶ月以内
役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面※		○	・住民票は交付されてから３ヶ月以内 ・未成年者の場合、法定代理人に係るものも必要
選任する遊漁船業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面※	○	○	
業務規程	○	○	・業務規程例を参照して作成
選任する遊漁船業務主任者の基準に適合することを証する書面			
実務研修・実務経験証明書（別記様式第３号）	○	○	・選任する遊漁船業務主任者１人につき１枚作成
海技免状（航海）又は一級・二級の小型船舶操縦免許証の写し	○	○	・船長も兼ねる場合、小型船舶操縦士免許においては、特定操縦免許の取得が必要
遊漁船業務主任者講習会修了証書の写し	○	○	・交付日の属する年の翌年１月１日から５年間有効

※　これに代わる書面
…運転免許証の写し等。現在有効なもの、かつ氏名、生年月日及び現住所が確認できるもの

（４）営業開始の準備

営業の開始までに次のア～エについて準備が必要です。

ア　利用者名簿の備置き

利用者名簿は、営業所ごとに、営業開始前までに備え置き、当該利用の終了の日から１週間保存しなければなりません。

（115 ページ様式例参照）

＜必要な記載事項＞

①氏名、②住所、③性別、④年齢

⑤遊漁船利用の開始年月日時及び終了予定の年月日時

⑥案内する漁場の位置、⑦緊急時の連絡先

イ　標識の掲示等

次の様式による標識を営業所及び遊漁船ごとに掲示する必要があります。

営業所	遊漁船業者登録票（別記様式第８号）（64 ページ参照）
遊漁船	遊漁船業者登録票（別記様式第８号）、 登録番号（別記様式第９号）（65 ページ参照）

なお、遊漁船業者登録票は原則インターネットにも公表しなければなりません。※

ウ　利用者の安全確保等に関する情報の公表

利用者の安全確保や利益保護のために講じた措置などに関する情報（別表４、６、７、８、10、11、12）を原則インターネットにより公表しなければなりません。※

※　インターネットでの公表のイメージ（例）は 116、117 ページのとおりです。

なお、常時使用する従業者が１人以下又はＨＰを持たない場合は営業所での掲示でも構いません。

エ　遊漁船業者及び業務主任者の責務等の確認

遊漁船業を営むに当たり、義務付けられていること等について確認してください（13～16 ページ参照）。

4　変更手続

（１）登録事項に変更があったときの手続

登録を受けた後、次のいずれかの事項について変更があったときは、その日から 30 日以内にその旨を県に届け出なければなりません。

＜変更する事項＞

- 氏名又は名称、住所、法人の代表者　→①
- 営業所の名称又は所在地　→②
- 遊漁船の名称　→③
- その他遊漁船に係る変更
 （旅客定員、遊漁船の追加等）　→⑦
- 法人の場合、その役員　→④
- 法定代理人に係る変更（遊漁船業者が未成年の場合）
 →⑤ⅰ、ⅱ、ⅲ
- 遊漁船業務主任者（追加等）　→⑥
- 損害賠償保険に係る変更（内容、期間等）　→⑦

届出をする際は、下記アの登録事項変更届出書にイのうち該当する書類を添付の上、提出してください。

ア　登録事項変更届出書

別記様式第５号により必要事項を記入してください。

（別記様式第５号 61 ページ、記入例 111 ページ）

イ　添付書類

該当するものを添付してください。

変更する事項によっては業務規程の変更も必要になります。

（業務規程を変更するときの手続（11、12 ページ）参照）

①　氏名又は名称、住所、法人の代表者

- 住民票の抄本又はこれに代わる書面※
- 登記事項証明書（法人の場合）

②　営業所の名称又は所在地（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）

- 登記事項証明書

③　遊漁船の名称
・船舶検査証書の写し

④　法人の場合、その役員
・登記事項証明書
・新たに役員となった者の住民票の抄本又はこれに代わる書面※
・誓約書（別記様式第２号 22、23 ページ、記入例 72、73 ページ）

⑤　法定代理人に係る変更

ⅰ　法定代理人
・新たに法定代理人となった者の住民票の抄本又はこれに代わる書面※
・誓約書
（別記様式第２号 22、23 ページ、記入例 72、73 ページ）

（新たに法定代理人となった者が法人である場合）
・登記事項証明書
・その役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面※
・誓約書
（別記様式第２号 22、23 ページ、記入例 72、73 ページ）

ⅱ　法定代理人である法人の名称
・登記事項証明書

ⅲ　法定代理人である法人の役員
・新たに役員となった者の住民票の抄本又はこれに代わる書面※
・誓約書
（別記様式第２号 22、23 ページ、記入例 72、73 ページ）

⑥　遊漁船業務主任者
・新たに選任された主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面※
・海技免状（航海）又は一級・二級の小型船舶操縦免許証の写し
（船長も兼ねる場合は、特定操縦免許の取得も必要）
・実務経験又は実務研修証明書
（別記様式第３号 24、25 ページ、記入例 74、75 ページ）

・遊漁船業務主任者講習会修了証書の写し（交付から５年以内）
・誓約書
（別記様式第３号の２ 26、27 ページ、記入例 76、77 ページ）

⑦　その他遊漁船に係る変更及び損害賠償保険に係る変更
・遊漁船の損害賠償の支払い能力を証する書面
（保険証券・付保証明書等の写し）
・船舶検査証書の写し
・保険の同意書（被保険者が遊漁船業者と異なる場合のみ必要）
（様式 66 ページ、記入例 114 ページ）

※　・住民票の抄本は交付されてから３ヶ月以内
・これに代わる書面
…運転免許証の写し等。現在有効なもの、かつ氏名、生年月日及び現住所が確認できるもの

（２）業務規程を変更するときの手続

業務規程を変更するときは、あらかじめ、以下のア、イの書類を県に届け出なければなりません。
記載事項のうち、遊漁船業務主任者が受けた講習の日時や船長の特定操縦免許の有効期限等、変更前の届出が困難な事項については、変更日の日付でアの書類を作成し、根拠書類（特定操縦免許証等）とともに提出してください。

ア　業務規程変更届出書
（別記様式第６号 62 ページ、記入例 112 ページ）

イ　変更後の業務規程（変更部分のみで可）及び根拠書類

＜変更に係る事項及び添付書類の例＞

変更に係る事項	変更後の業務規程及び根拠書類
業務主任者	別表１、２、９
業務主任者講習の修了証明書の日付	別表１ 業務主任者講習会修了証明書の

	写し
特定操縦者免許の資格又は有効期間	別表１ 特定操縦者免許証の写し
遊漁船	別表１、２、３、４
船舶検査証の有効期間	別表１ 船舶検査証の写し
案内する漁場の位置	別表２、８ 地図・海図などがある場合は添付
遊漁船の係留場所又は利用者の乗降場所	別表３

届出後は、営業所及び使用船舶に一部ずつ備え置いてください。
（行政手続等のデジタル化の推進のため、令和６年４月以降は届出済印を押印した業務規程を返送しないこととします。）

5　遊漁船業者及び業務主任者の責務等

（１）遊漁船業者の責務等

○業務規程の作成・届出（４ページ参照）

○遊漁船業務主任者の選任

遊漁船業務主任者を選任して、漁場への案内及び当該漁場における水産動植物の採捕に係る利用者の安全管理等の業務（15～16ページ参照）を行わせなければなりません。

また、業務主任者がその責務をしっかりと実施するよう、業務規程に沿って、遊漁船業務主任者の管理や指導、教育・訓練を行う必要があります。

○損害賠償保険の加入（３ページ参照）

○気象情報の収集等

遊漁船の出航前に、利用者の安全を確保するため必要な気象及び海象に関する情報を収集しなければなりません。

遊漁船業者は、これらの情報から判断して利用者の安全の確保が困難であると認めるときは、遊漁船を出航させてはなりません。

○利用者名簿の備置き（８ページ参照）

○採捕規制の内容の周知

利用者に対し、その案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を掲示又は書面配布により周知させなければなりません。

○標識の掲示等（８ページ参照）

○名義利用の禁止

登録を受けた遊漁船業者が名義を他人に利用させて遊漁船業を営ませること、また、事業の貸渡し等によって他人にその名において経営させることを禁止しています。

○事故の報告

重大な事故※が発生した場合、事故の発生後速やかに事故の内容等を県に届け出なければなりません（業務規程例　別記様式第１号参照）。

※
- 衝突、乗揚げ、転覆、滅失、火災等、遊漁船又は遊漁船以外の施設の損傷が発生したもの（遊漁船の設備の故障等により生じた海難を含む）
- 死亡者、行方不明者又は負傷者（11 日以上医師の治療を要する傷害を受けた者）が生じたもの

〇利用者の安全確保等に関する情報の公表（８ページ参照）

（２）業務主任者の責務等

○遊漁船における利用者の安全管理

○漁場の選定

○適正に水産動植物を採捕するための必要な指導及び助言

○利用者が採捕した水産動植物の重量及び数量の確認並びに漁場の安定的な利用関係の確保のための必要な指示※

※　利用者に対し、魚種に応じてどのような規制があるか、採捕が規制されている魚種を採捕した場合はどうしなければならないか（直ちに放流する等）を指示する、採捕報告が義務付けられている場合はその旨を周知し報告するよう促すなど、利用者に対して必要な指示を行う必要があります。

○事故が発生した場合などにおける連絡責任者への連絡

○出航前の検査等

出航前に次の事項について確認し、記録する必要があります。
（業務規程例別表５の１、５の２参照）

・出航前の検査が適切に実施されていること
・船長等が酒気帯び、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれがないこと

○出航判断等に関する意見

遊漁船業者による出航判断に対して、自らの経験や気象・海象の予測情報などに基づき、必要な意見を述べる必要があります。

○実務研修の実施

①　実務研修の実施者
・遊漁船業務主任者として１年以上の実務経験を有すること
・実務研修を適正かつ確実に実施するに足りる技術的能力があること

② 研修内容
・業務規程例　別記様式第３号別紙のとおり
（業務形態ごとに 30 日以上（１日につき５時間以上）行う※）
・実務研修を実施した際はその記録を作成すること（業務規程例　別記様式第３号　57 ページ参照）

※（例）船釣りと瀬渡しの両方を行いたい受講者
→船釣り（30 日）、瀬渡し（30 日）の実務研修（計 60 日）をそれぞれ受講する必要があります。
ただし、船釣りと瀬渡しで共通する技能の研修を実施している時間は複数業態の研修実績として構いません。

③ 実務研修の実施海域
・海はそれぞれの場所ごとに海況や気象等が異なり、また遊漁船業の対象魚種や漁場利用のルール等も違うため、実務研修は、遊漁船業務主任者として実際に従事する海域において実施することが望ましいです。

④ 研修内容の習熟度の確認（習熟度確認表は業務規程例 59 ページ参照）
・原則２日以上行うこと
・理解度に応じて必要な補習等を行うこと

⑤ 実務研修証明書
・実務研修を修了した者に対し、実務研修証明書を交付しなければならない。

〇乗務記録の作成（業務規程例　別記様式第２号参照）

〇出航前の検査等、実務研修及び乗務記録を遊漁船業者に提出

〇その他遊漁船における利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に必要な業務

6　廃業等の手続

遊漁船業者が次のいずれかに該当することとなった場合、その日から 30 日以内に廃業等届出書によりその旨を県に届け出なければなりません。

届出が必要な場合	届出者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併・破産以外の理由により解散した場合	その清算人
遊漁船業を廃止した場合	遊漁船業者であった個人又は遊漁船業者であった法人を代表する役員

○　廃業等届出書

別記様式第７号により必要事項を記入してください。

（別記様式第７号 62 ページ、記入例 112 ページ）

※　遊漁船業者以外の者は、遊漁船業に係る標識を掲示してはならないこととなっていますので、以下の点に御留意ください。

・営業所及び遊漁船に当該標識を掲示している場合は取り外すこと

・インターネットにより当該標識を公表している場合は削除すること

7　問合せ先及び書類提出先

申請書等でご不明な点があれば、営業所の所在地を担当する部署までお問い合わせください。

問合せ先及び書類提出先一覧

営業所の所在地	担当部署	電話 (FAX)
東京内湾地区 (浦安市から富津市（旧富津町地域）及び下記以外の地域)	水産課 (漁業調整班)	043-223-3042 (043-221-3425)
銚子・九十九里地区 (銚子市・成田市（旧下総町の区域に限る）・東金市・旭市・匝瑳市・香取市・山武市・大網白里市・香取郡・山武郡)	銚子水産事務所 (漁業調整指導課)	0479-22-8397 (0479-22-9168)
安房地区 (館山市・鴨川市・富津市（旧天羽町・旧大佐和町地域）・南房総市・安房郡)	館山水産事務所 (漁業調整指導課)	0470-22-5761 (0470-23-6641)
夷隅地区 (茂原市・勝浦市・いすみ市・長生郡・夷隅郡)	勝浦水産事務所 (漁業調整指導課)	0470-73-0108 (0470-73-4644)

各　様　式

別記様式第一号（第三条関係）

表面

遊漁船業者登録申請書

証紙貼付欄
（消印してはならない。）

登録の種類	新規・更新	※登　録　番　号	
		※登 録 年 月 日	年　　月　　日

この申請書により、遊漁船業者の登録の申請をします。

年　　月　　日

申請者

千葉県知事　　殿

フリガナ 氏名又は名称	
住　　所	郵便番号（　　－　　） 電話番号（　　）　　－ メールアドレス
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	

法人である場合の役員（業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名

フリガナ 氏　　名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏　　名	役職（常勤・非常勤）

申請時において既に受けている登録	

裏面

未成年者である場合の法定代理人の氏名又は名称及び住所	フリガナ 氏名又は名称	
	住　所	郵便番号（　　－　　） 電話番号（　　）　　－ メールアドレス
法定代理人が法人である場合のフリガナ 代表者の氏名		

法定代理人が法人である場合の役員（業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名

フリガナ 氏　名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏　名	役職（常勤・非常勤）

営業所の名称及び所在地

フリガナ 名　称	所　在　地 郵便番号（　　－　　） 電話番号（　　）　　－ メールアドレス

法第12条に規定する者（遊漁船業務主任者）の氏名	

フリガナ 遊漁船の名称	損害賠償措置					
	保険契約又は共済契約の名称	瀬渡し	遊漁船の定員	利用定員	填補限度額（定員1名当たりの額）	保険期間
		有・無				年　月　日から 年　月　日まで

他の都道府県知事の登録状況

登　録　番　号	登　録　年　月　日

備　考

1　電子的申請や証紙の貼付けの有無等については、登録を受けようとする都道府県が定めるところにより行うこと。

2　※印のある欄には、記入しないこと。

3　記入欄が不足する場合は、枠を拡大し又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添付すること。

4　「新規・更新」については、不要なものを消すこと。

5　「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなく全ての営業所について記載すること。

6　「損害賠償措置」の欄については、瀬渡し（利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業務をいう。）を行う場合にあっては、遊漁船の定員及び利用定員（利用者を下船させる特定の場所の利用定員。同時に複数業態の遊漁船業を実施する場合にはその各定員の合計。）を記載すること。

別記様式第二号（第四条関係）

（表面）

誓　　約　　書

下記の者は、遊漁船業の適正化に関する法律第６条第１項各号に該当しない者であることを誓約します。

（登録申請者
登録申請者の役員
登録申請者の法定代理人
登録申請者の法定代理人の役員）

年　　月　　日

申　請　者

千葉県知事 殿

備　考

「（登録申請者
登録申請者の役員
登録申請者の法定代理人
登録申請者の法定代理人の役員）」については、不要なものを消すこと。

（裏面）

○遊漁船業の適正化に関する法律第６条第１項関係各号

一　第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者

二　遊漁船業者で法人であるものが第二十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のあつた日から五年を経過しないもの

三　その者（法人に限る。以下この号において同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者である者

イ　その者の株式の所有その他の事由を通じてその者の事業を実質的に支配し、又はその者の事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの（ロにおいて「親会社等」という。）

ロ　親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの

ハ　その者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの

四　第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

五　第二十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該登録を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

六　遊漁船業者で法人であるものが第四号に規定する期間内に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、第四号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る遊漁船業者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの

七　第二十一条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

八　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

九　この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）若しくはこれらの法律に基づく命令（漁業法第百十九条第二項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。）又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十七条の二第一項、第百十七条の三第一項、第百十七条の四第一項、第百十八条第一項、第百十八条の二から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の五第一項の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

十　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十三号において「暴力団員等」という。）

十一　遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号（第三号を除く。）又は次号のいずれかに該当するもの

十二　法人でその役員のうちに第一号、第二号又は第四号から第十号までのいずれかに該当する者があるもの

十三　暴力団員等がその事業活動を支配する者

十四　第十二条に規定する遊漁船業務主任者を選任していない者

十五　第四条第一項第六号に規定する措置が農林水産省令で定める基準に適合していない者

十六　業務規程（利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項に係る部分に限る。）が農林水産省令で定める基準に適合していない者

別記様式第三号（第四条関係）

実務経験証明書

（　　）は、遊漁船業に関し、下記のとおり一年以上の実務経験を有することに相違ないことを証明します。

年　　月　　日

証明者
電話番号

使用者である遊漁船業者の氏名又は名称（遊漁船業者の登録番号）	業務の形態（船釣り、瀬渡し等）	業務を実施した海面等	実務経験の期間
（　　）			年　月　日から 年　月　日まで
合計期間			満　年　ヵ月　日

備　　考

1　この証明書は、被証明者１人について、証明者別に作成すること。

2　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し及び第 14 条第１項第３号に基づく修了証明書の写しを添付すること。

実務研修証明書

（　　）は、遊漁船業に関し、下記のとおり 30 日以上の実務研修を修了したことに相違ないことを証明します。

年　　月　　日

証明者
電話番号

実務研修を指導した遊漁船業務主任者の氏名（遊漁船業務主任者を選任した遊漁船業者名及び登録番号）	業務の形態（船釣り、瀬渡し等）	実務研修を実施した海面等	実務研修を実施した期間（１日につき５時間以上）
（　　）			年　月　日から 年　月　日まで
（　　）			年　月　日から 年　月　日まで
（　　）			年　月　日から 年　月　日まで
合計期間			満　　日

備　　考

１　この証明書は、被証明者１人について、証明者別に作成すること。

２　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し及び第 14 条第１項第３号に基づく修了証明書の写しを添付すること。

３　実務研修の実施基準は別途農林水産大臣が定める。

別記様式第三号の二（第四条関係）

（表面）

誓　約　書

選任した遊漁船業務主任者は、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第14条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

申　請　者

千葉県知事　　殿

（裏面）

備考

○遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第 14 条第２項
次の各号のいずれかに該当する者は、遊漁船業務主任者となることができない。
一　法第二十条の規定による命令により遊漁船業務主任者を解任され、解任の日から五年を経過しない者
二　法第六条第一項第一号、第二号又は第四号から第十一号までのいずれかに該当する者

○遊漁船業の適正化に関する法律第６条第１項関係各号
一　第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者
二　遊漁船業者で法人であるものが第二十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のあつた日から五年を経過しないもの
四　第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
五　第二十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該登録を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
六　遊漁船業者で法人であるものが第四号に規定する期間内に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、第四号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る遊漁船業者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの
七　第二十一条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
八　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
九　この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）若しくはこれらの法律に基づく命令（漁業法第百十九条第二項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。）又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十七条の二第一項、第百十七条の三第一項、第百十七条の四第一項、第百十八条第一項、第百十八条の二から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の五第一項の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
十　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十三号において「暴力団員等」という。）
十一　遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号（第三号を除く。）又は次号のいずれかに該当するもの

業務規程

登録番号	千葉県第　　号
登録年月日	
有効期間 満了日	
遊漁船業者の氏名又は名称 （法人の場合は代表者の氏名も記入）	

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規程は、遊漁船業の業務（以下単に「業務」という。）の実施方法を定め、登録を受けた遊漁船業者（以下「事業者」という。）及びその事業者のもとで業務に従事する者（以下「従業者」という。）が、関係法令に従い、業務を適正かつ円滑に行うことを目的とします。

（法の遵守）

第２条　事業者及び従業者は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号。以下「法」という。）を遵守します。

２　事業者は、遊漁船業者登録簿（以下「登録簿」という。）に記載されている遊漁船で業務を行うこととし、登録簿に記載されていない船舶は使用しません。

（業務規程の遵守）

第３条　事業者及び従業者は、この規程を遵守し、遊漁船の利用者（以下単に「利用者」という。）の安全を第一に考えるとともに、漁場を円滑に利用するよう努めながら、適正に業務を行います。

２　事業者は、登録簿に記載されている遊漁船の所有権の有無にかかわらず、その遊漁船で業務を行う際には、この規程に従って業務を行い、業務の実施に関する責任は事業者が持ちます。

３　事業者は、この規程に従って業務を行うために、営業所及び遊漁船にこの規程を備え置きます。ただし、営業所における備置きは電子的手段により行うことができます。

４　営業所又は遊漁船において、登録した都道府県知事（以下「知事」という。）、案内する漁場を管轄する都道府県知事、海上保安機関又は警察機関から、この規程の提示を求められたときは、速やかに提示します。

５　事業者は、この規程を変更する場合は、変更後の業務規程により業務を実施する日までに業務規程変更届出書及び変更後の業務規程を知事に届け出ます。

　また、業務規程の記載事項のうち遊漁船業務主任者が受けた講習の日時や船長の特定操縦免許の有効期限等、変更前の届出が困難な事項については、変更日の日付で業務規程変更届出書を作成し、根拠書類（特定操縦免許等の写し）とともに届け出ます。

第２章　利用者の安全管理に係る体制等に関する事項

（業務の実施体制等）

第４条　事業者、遊漁船業務主任者（以下「業務主任者」という。）、船長、海上保安機関その他の関係機関との連絡に係る責任者（以下「連絡責任者」という。）、所属する団体及び営業期間は、**別表１**のとおりです。なお、連絡責任者は、営業中は陸上にいて洋上の船長及び業務主任者と連絡がとれる者を選任します。

２　事業者は、利用者の安全が確保されるよう、従業者の労働環境に十分配慮します。

（船長、業務主任者その他の従業者の確保）

第５条　事業者は、運航する遊漁船の数及びその規格に応じた船長、業務主任者その他の必要な従業者を確保します。

２　前項の従業者の氏名､その有する資格及び講習の有効期間は､**別表１**のとおりです。

（案内する漁場の位置及び当該漁場における安全管理の体制）

第６条　利用者を案内する漁場及び採捕させる主な水産動植物は、**別表２**に定めるとおりとします。

２　事業者は、利用者を立入禁止の場所へ案内することは行いません。

３　船長及び業務主任者は、案内する漁場において利用者の安全が確保されるよう、別表２に定める安全管理を実施します。

（遊漁船の係留場所等）

第７条　事業者は、遊漁船業を行うに当たって、遊漁船を**別表３**に定めるところに係留します。

２　利用者が遊漁船に乗降する場所（磯渡し等の漁場で乗降する場所を除く。）は、安全が確保されるよう、**別表３**に定めるとおりとします。

（利用者の安全の確保を図るために必要な設備の整備等）

第８条　使用する遊漁船の総トン数、長さ、定員、航行区域、通信設備及び救命設備（船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。）、遊漁船の所有、登録簿の記載の状況及び使用状況等は、**別表４**のとおりです。

２　事業者は、利用者が落水した場合に船上への引揚げを補助できるはしご等を遊漁船に備えます。

（役務の内容の明示）

第９条　利用者に対し、遊漁船の利用に関する契約をする前に、案内する漁場の位置、採捕させる主な水産動植物の種類及び漁場に案内する時間等の役務の内容について、わかりやすいように明示します。

２　気象又は海象等の状況の悪化に伴う出航中止基準及び帰航基準について、利用者に対し、事前に説明します。

（救命胴衣の着用）

第 10 条　船長及び業務主任者は、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。）の着用に関し、利用者に対し以下の措置を講じます。

一　乗船する際の転落に備えるため、救命胴衣を着用させた上で乗船させます。

二　乗船中は、船室内にいる場合を除き、常に救命胴衣を着用させます。

三　12 歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。

四　前三号に掲げるもののほか、気象又は海象等の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断した場合は、救命胴衣を着用させます。

２　瀬渡しを行う場合、船長及び業務主任者は、救命胴衣の着用に関し、利用者に対し前項各号の「救命胴衣」を「救命胴衣（国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有するもの。）」と読み替えた措置を講じます。また、瀬渡し先においても、利用者に対し常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。

（出航前の検査及び確認）

第 11 条　船長は、出航前及び帰港後に船舶が航海に支障ないかどうか、航海に必要な準備が整っているかどうかについて、**別表５の１**の項目を点検します。

２　船長は、当日出航前検査を実施した事項のほか、船体、機関、諸設備及び諸装置、係留施設(浮き桟橋、岸壁、ビット、防舷材等)、乗降用施設(タラップ、歩み板等)、転落防止施設(ハンドレール、チェーン等)等について、営業日においては、原則として１日１回以上点検を実施します。

３　業務主任者は出航前の検査が適切に実施されているかを確認するとともに、その内容を記録し、事業者に提出します。事業者はその記録を１年保管します。

４　船長及び業務主任者は、前三項の点検中、異常を発見したときは、機器等について修復、交換等の措置を講ずるとともに、必要に応じて出航を中止します。なお、当該施設が漁港管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復、交換等を求めます。

（飲酒等の禁止及び健康の確認）

第 12 条　業務主任者は、出航前に、自ら、船長及び乗船しようとする従業者に対し、**別表５の２**に掲げる事項について確認し、 確認を行った旨を記録し、事業者に提出します。事業者はその記録を 1 年間保存します。

２　船長、業務主任者及び従業者は、以下のいずれかの状態である場合には、業務を実施しません。

一　飲酒等の後、正常な業務ができない状態

二　呼気１リットル中のアルコール濃度が 0.15ｍｇ以上である状態

３　事業者は、船長、業務主任者及び従業者が、前項各号のいずれかの状態である場合には、業務を実施させません。

（航行中又は採捕中において船長及び業務主任者が遵守すべき事項）

第 13 条　船長は、船舶安全法（昭和８年法律第 11 号）、港則法（昭和 23 年法律第 174 号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）、海上交通安全法（昭和 47 年法律第 115 号）、海上衝突予防法（昭和 52 年法律第 62 号）等の海上における安全法令を遵守して安全な航行をするとともに、航行中の利用者の安全の確保に十分な注意を払います。

２　船長は、利用者に水産動植物を採捕させている間は、他の船舶と衝突しないよう、常時、適切な見張りを行い、他の船舶の動静把握に努めるとともに、適切な操船をするほか、船長及び業務主任者は、利用者の安全の確保を図るために、**別表６**に定めるとおりに行動します。

（出航中止基準）

第 14 条　事業者は、**別表７**に定める出航中止基準によって、遊漁船の出航を判断します。出航中止基準に基づき出航中止が決まった場合は、直ちに船長に出航中止を指示します。

２　船長及び業務主任者は、自らの経験や気象及び海象等の予測情報等に基づき気象又は海象等の状況が悪化し利用者が危険になると予測される場合は、出航中止基準に達しない状況においても出航を保留し、事業者と協議することとします。この際、業務主任者は、事業者による遊漁船の出航に係る判断に関し、必要な意見を述べることとし、事業者と船長及び業務主任者の出航についての判断がそれぞれ異なる場合は、出航を見合わせることとします。

（帰航基準）

第 15 条　船長及び業務主任者は、**別表７**に定める帰航基準に達した場合又は自らの経験や気象及び海象等の予測情報等に基づき気象若しくは海象等の状況が悪化し利用者が危険になると予測される場合は、遊漁船を安全な場所に帰航させるまでに要する時間を考え、遊漁船を漁場から帰航させます。

（気象又は海象等が悪化した場合の対処）

第 16 条　船長は、気象又は海象等の状況が悪化した場合は、**別表８**に定めるとおりに対処します。

２　船長及び業務主任者は、気象又は海象等が悪化した場合は、前条及び前項にある必要な措置をとった上で、連絡責任者に連絡します。

（海難その他の異常の事態が発生した場合の対処及び体制）

第 17 条　海難その他の異常の事態（以下「海難等」という。）が発生した場合は、次のことを基本として、船長、業務主任者及び従業者が必要な措置を講じます。

①　人命の安全の確保を最優先とします。

②　事故の拡大防止のための措置を講じます。

③　利用者の不安を除去するための措置を講じます。

２　船長及び業務主任者は、海難等が発生したときは、前項の必要な措置をとり、利用者の安全の確保をはかった上で、**別表９**に定める連絡方法により、速やかに海上保安機関その他の関係機関（以下「海上保安機関等」という。）に連絡をします。その後、連絡責任者に事故の状況を連絡します。

３　連絡責任者は、海難等の発生を知ったときは、ただちに医療救護が必要な場合は救急車の手配及び医療機関への連絡等必要な措置をとるとともに、速やかに利用者の自宅に連絡します。

４　法に基づき、法第 19 条の基準に該当する事故が起きた場合には、速やかに、知事にその概要及び事故処理の状況等について**別記様式第１号**によって報告します。

第３章　業務の適正な運営を図るための従業者の教育に関する事項

（従業者等の教育・訓練）

第 18 条　事業者は、法で定められた業務主任者の選任基準に適合させるように、業務主任者に遊漁船業務主任者講習（以下「業務主任者講習」という。）を受講させます。

２　事業者は、自ら、船長及びその従業者が適正に業務を実施できるよう、この規程の内容及び地域の気象及び海象等、漁場のルール等についての教育を実施するほか、業務主任者講習以外の都道府県等が開催する講習があった場合は積極的に参加します。

３　事業者は、自ら、船長及びその従業者が適確に落水者を救助できるよう、落水者の発生を想定した定期的な訓練を行います。

第４章　その他遊漁船業の実施に関し必要な事項

（安全に関する情報の収集及び伝達）

第 19 条　事業者は、利用者の安全の確保を図るため、遊漁船の出航前及び出航してから帰航するまでの間、**別表 10（１）**のとおり情報を収集し、出航の中止及び帰航等を判断するとともに、遊漁船で業務を行う船長又は業務主任者に対し、確実に伝達及び必要な指示を行います。

（安全の確保のために利用者が遵守すべき事項の周知及び指示）

第 20 条　業務主任者は、利用者に対し、**別表 11** の方法により同表に定める内容を出航前及び漁場において周知します。

２　業務主任者は、周知した遵守事項を利用者が遵守していないときは、遵守するように指示します。

（情報公表に関する事項）

第 21 条　事業者は、法に基づき、利用者の安全の確保及び利益の保護を図るために講じた措置及び講じようとする措置等の情報として、**別表４、６、７、８、10、11 そのもの**に加え、**別表 12** に掲げる情報及びその他の安全管理のために特別に実施している取組の内容をインターネットに公表します。

〔備考〕自身のウェブサイト等を持っていない等インターネットでの公表が難しい場合には「インターネットに公表します」の部分を「営業所において、利用者にわかりやすいよう掲示します」等とすること。

（漁場の安定的な利用の確保等に関する情報の収集及び伝達）

第 22 条　事業者は、漁場の安定的な利用関係の確保を図るため、遊漁船の出航前に、**別表 10（２）**に定める情報を収集し、遊漁船で業務を行う業務主任者に確実に伝えます。

（水産動植物を採捕する際に利用者が遵守すべき事項の周知及び指示）

第 23 条　事業者又は事業者から指示を受けた業務主任者は、法第 16 条に基づいて、利用者に対し、**別表 13 の方法**により同表に定める案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を確実に周知します。

２　業務主任者は、周知した遵守事項を利用者が遵守していないときは、遵守するように指示します。

３　業務主任者は、利用者を保護するため、**別表 13** の定めるところにより、利用者が違

法な採捕等を行わないよう行動します。

（乗務記録）

第 24 条　業務主任者は、乗船したときは、当該乗船に関する事項について、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 15 条の規定に基づき、**別記様式第２号**のとおり乗務記録を作成し、事業者に提出します。事業者はその記録を１年間保存します。

（実務研修の記録）

第 25 条　業務主任者は、規則第 14 条の規定に基づく実務研修を行った際は、規則第 15 条の規定に基づき、**別記様式第３号**のとおり実務研修の内容を記録し、事業者に提出します。事業者はその記録を１年間保存します。

（水産施策への協力）

第 26 条　事業者は、水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）第６条第２項に定めてあるとおり、水産動植物の採捕及びこれに関する活動を行うに際しては、国及び地方公共団体が行う水産に関する施策の実施について協力します。

２　事業者は、地方公共団体の指導に従い、漁業者、他の遊漁船業者等の漁場の利用者（以下「漁業者等」という。）と協力をして、秩序ある漁場利用を図るとともに、漁場保全及び資源保護に努めます。

３　業務主任者は、利用者に対し、利用者が採捕した水産動植物について、国及び地方公共団体が取り組む採捕量調査に協力するよう指導します。

（地域の取決め等の尊重）

第 27 条　事業者は、案内する漁場について、漁業者等との調和のとれた利用及び保全並びに資源保護を図るため、法に基づく協議会や海面利用協議会等の地域での話し合いの場に積極的に参加し、漁業者等との話合いを促進するよう努めます。

２　事業者は、遊漁船業を営む区域内に、法に基づく協議会において協議が調った漁場利用の取決め等がある場合は、それらの内容について尊重します。

３　事業者は、案内する漁場において海面利用協議会が推奨している漁場利用協定や漁場慣行等がある場合は、それらのうち水産動植物の採捕及び漁場利用に係る内容について尊重します。

（漁具破損の防止）

第 28 条　船長は、案内する漁場において定置網その他の漁具が設置されている場合は、

漁具を破損させないように、漁具に近寄らない等適切な方法で業務を行います。

（遊漁中に発生したゴミ等の取扱い）

第 29 条　業務主任者は、利用者に対し、遊漁中に発生した不要となった漁具その他のゴミ等を漁場や港に捨てないよう指導をします。

２　業務主任者及び従業者は、業務の中で生じたゴミ等は持ち帰り、帰航後に適切に処理します。

登録番号		氏名又は名称	
作成日	／ ／	変更日	1: ／ ／　2: ／ ／　3: ／ ／

別表１　業務の実施体制等

事業者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名も記入）					
業務主任者	氏名	業務主任者講習の修了証明書の日付			
船長	氏名	特定操縦者免許の資格	特定操縦者免許の有効期間		
連絡責任者※	氏名	住所（連絡先）	メールアドレス		
従業者※の人数	人				
ホームページ等インターネット上で公表する情報を公表する手段の有無※（該当に○）	（ ） 有　（ ）無				
所属している団体等（該当するもの全てを記入	漁業協同組合	事業協同組合企業協同組合等	任意団体	法第 28 条に基づく協議会	
名称					
連絡先					
営業期間（該当に○）	（ ）通年　（ ）　月　日 ～　月　日				
遊漁船	船名	船舶検査証の航行区域	船舶検査証の有効期間		
	上記の遊漁船のうち同時に営業する隻数　隻 ※同時に営業する隻数に対して、船長及び業務主任者の数が不足する場合はその理由を記載 （　）				

※連絡責任者：営業中は陸上にいて洋上の船長及び業務主任者と常に連絡が取れる者。
※連絡責任者の連絡先は携帯電話があれば優先して記載。
※従業者：事業者の下で常時従事する者（船長、業務主任者、その他乗組員、連絡責任者等）。
※インターネットでの公表が不可能な場合は、営業所において、利用者にわかりやすいよう提示。

登録番号		氏名又は名称	
作成日	／ ／	変更日	1: ／ ／　2: ／ ／　3: ／ ／

別表２　案内する漁場の位置及び安全管理の体制

案内する漁場を 管轄する都道府県名	

安全管理を行う者	業務主任者　別表１の業務主任者のとおり

船釣り

船名	時　期	案内する 漁場の位置※	採捕させる主な 水産動植物の種類	漁場における安全管理の方法（該当に〇）
				（　）周囲の見回り （　）船内の見回り （　）乗客の安全管理（体調、救命胴衣着用の確認等） （　）僚船・陸上との情報交換（気象・海象等） （　）航行に影響しかねない漂流物の確認等 （　）その他 （　　）

※案内する漁場の位置については、地図・海図等がある場合は添付。

瀬渡し

船名	時　期	案内する 漁場の位置 ※	採捕させる主な 水産動植物の種類	漁場における安全管理 の方法（該当に〇）
				（　）定期的な巡回 （　）利用者への定時連絡 （　）乗降時の安全確認 （　）救命胴衣着用の確認 （　）僚船・陸上との情報交換（気象・海象等） （　）その他 （　　）

※案内する漁場の位置については、地図・海図等がある場合は添付。

その他（　　）

船名	時　期	案内する 漁場の位置 ※	採捕させる主な 水産動植物の種類	漁場における安全管理 の方法（該当に〇）
				（　）周囲の見張り （　）船内の見回り （　）操業中の安全確認 （　）乗客の安全確認（体調､救命胴衣着用の確認等） （　）僚船・陸上との情報交換（気象・海象等） （　）航行に影響しかねない漂流物の確認 （　）その他 （　　）

※案内する漁場の位置については、地図・海図等がある場合は添付。

登録番号			氏名又は名称		
作成日	／　／	変更日	1:　／　／	2:　／　／	3:　／　／

別表３　遊漁船の係留場所等

	遊漁船の名称	主要な時期	係留等場所の位置・名称	係留等場所・施設の管理者
遊漁船の係留場所				
利用者の乗降場所				

登録番号		氏名又は名称	
作成日	／ ／	変更日	1: ／ ／　2: ／ ／　3: ／ ／

別表４（全　　枚の　　枚目）　遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

<table>
<tr><td rowspan="5">整理番号</td><td rowspan="5">遊漁船の名称

※下の欄から記入を始めてください。</td><td>船舶番号、漁船登録番号等</td><td>総トン数</td><td>長さ</td><td>旅客定員又は利用定員</td><td rowspan="5">業務形態
主たる業務：◎
その他全て：○</td></tr>
<tr><td colspan="4">航行区域（該当に○）</td></tr>
<tr><td colspan="4">遊漁船の使用状況（該当に○）</td></tr>
<tr><td>遊漁船の記載状況（該当に○）
船舶の所有状況（該当に○）</td><td>通信設備※の状況（該当に○）</td><td colspan="2">救命設備※１の状況（該当に○）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">1</td><td rowspan="4"></td><td></td><td>トン</td><td>m</td><td>人</td><td rowspan="4">（　）船釣り
（　）瀬渡し※２
（　）その他
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">（　）平水・（　）限定沿海・（　）沿海・（　）遠洋、近海
（　）遊漁船専用・（　）漁船と兼用・（　）他使用と兼用</td></tr>
<tr><td>（　）単独記載・
（　）重複記載</td><td rowspan="2">（　）業務用無線
（　）衛星電話
（　）その他
（　　）</td><td colspan="2" rowspan="2">（　）改良型救命いかだ
（　）EPIRB（非常用位置等発信装置）
（　）AIS（船舶自動識別装置）
（　）その他
（　　）</td></tr>
<tr><td>（　）自己所有船舶・
（　）他者所有船舶</td></tr>
<tr><td rowspan="4">2</td><td rowspan="4"></td><td></td><td>トン</td><td>m</td><td>人</td><td rowspan="4">（　）船釣り
（　）瀬渡し※２
（　）その他
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">（　）平水・（　）限定沿海・（　）沿海・（　）遠洋、近海
（　）遊漁船専用・（　）漁船と兼用・（　）他使用と兼用</td></tr>
<tr><td>（　）単独記載・
（　）重複記載</td><td rowspan="2">（　）業務用無線
（　）衛星電話
（　）その他
（　　）</td><td colspan="2" rowspan="2">（　）改良型救命いかだ
（　）EPIRB（非常用位置等発信装置）
（　）AIS（船舶自動識別装置）
（　）その他
（　　）</td></tr>
<tr><td>（　）自己所有船舶・
（　）他者所有船舶</td></tr>
<tr><td>重複記載※３している場合の事由</td><td colspan="6">（　）多客期にチャーターするため
（　）その他（　　）</td></tr>
</table>

※１　通信設備及び救命設備については、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。

※２　利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業態を指し、磯渡し、筏渡し、防波堤渡し、沖で干出する場所での潮干狩り等が該当（法令等で立入禁止の場所に渡すことはできない）。

※３　他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載されているもの。

登録番号			氏名又は名称		
作成日	／ ／	変更日	1: ／ ／	2: ／ ／	3: ／ ／

別表５の１　出航前の検査関係（検査項目例）

船体の検査	
1	船体に亀裂や破口はないか。
2	エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないか。
エンジンの検査	
3	航海計画に見合った燃料は十分にあるか。
4	燃料コック（バルブ）は開いているか。 燃料フィルターやセジメンター（油水分離器）にゴミや水分の混入はないか。
5	エンジンオイル（潤滑油）の量は十分か。
6	冷却清水の量は十分か。
7	バッテリーの液量は十分か。また、ターミナルは十分締め付けられているか。 バッテリーの耐用年数は切れていないか。
救命設備等その他の検査	
8	救命胴衣を着用したか。利用者に救命胴衣を着用させたか。
9	通信手段の充電量、予備バッテリーを確認したか。
10	気象・海象情報、水路情報は確認したか。
11	船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合した通信設備及び救命設備を搭載しているか。
12	落水者救助用の梯子は使用可能か。
13	瀬渡しの際に使用するステップ等は搭載しているか。
14	釣具・漁具等が安全な状態に設置・格納されているか。
エンジン始動後のエンジンの状態確認	
15	回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計、電圧計は正常値を指しているか。
16	冷却用の海水は通常どおりの量や勢いで排出されているか。
17	エンジンから異常な音やにおいは出ていないか。

出航前検査記録簿　（様式例）

確認項目	／	／	／	／	／	／
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
備考（異常時の対応等）						
確認者名						

※確認時に項目に✓を入れる。

別表５の２　出航前の船長及び従業者への酒気帯びの有無・健康確認　（様式例）

酒気帯びの有無	
1	顔色、呼気の臭い、応答の状況により酒気帯びの有無。
2	アルコール検査器による検査。
健康状態の確認	
3	安全に業務を行える状態か。

アルコール等検査記録簿

氏名	検査日時	検査場所	検査者名	アルコール検査器の検査結果（数値）	酒気帯びの有無	業務の実行可否	備考

登録番号			氏名又は名称		
作成日	／ ／	変更日	1: ／ ／	2: ／ ／	3: ／ ／

別表６　安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。

○一般的事項

・出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。

・航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。

・航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します

・乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。）を着用します。

・乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。

・12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。

・利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。

・航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。

・随時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。

・その他（　　）

○船釣りをする場合

・利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。

○瀬渡しをする場合

・利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。

・磯等において、利用者には常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。

・磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。

○体験漁業（観光定置、観光底びき等）をする場合

・利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。

別添

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所（該当箇所を記入）	
岩場	
浅瀬	
河川域	
防波堤	
定置網	
養殖施設	
その他	
自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法	

登録番号			氏名又は名称			
作成日	／ ／	変更日	1: ／ ／	2: ／ ／	3: ／ ／	

別表７　出航中止基準及び帰航基準

<table>
<tr><td rowspan="3">出航中止基準</td><td colspan="2">出航の可否の判断は、以下の方法により行います。（該当に○）</td></tr>
<tr><td>（　）単独の判断</td><td>（　）団体による判断</td></tr>
<tr><td>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。

・海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中
出航地の波高　　m以上
出航地の風速　　m以上
出航地の視程　　m未満
・落雷のおそれがあるとき
・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか１名でも危険と判断したとき
・その他
（　　）</td><td>出航中止の判断は、以下のとおり行います。
①出航中止を判断する団体名
②上記団体の代表者、連絡先
代表者
連絡先
③団体の構成員の氏名又は名称及び　登録番号
別紙１のとおり
④出航中止の判断の方法
別紙２のとおり</td></tr>
<tr><td>帰航基準</td><td colspan="2">案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。
・海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令
・利用者に急病人やケガ人が出たとき
漁場における波高　　m以上
漁場における風速　　m以上
漁場における視程　　m未満
・落雷のおそれがあるとき
・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき
・その他（　　）</td></tr>
</table>

登録番号		氏名又は名称	
作成日	／ ／	変更日	1: ／ ／ 2: ／ ／ 3: ／ ／

別表８　気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

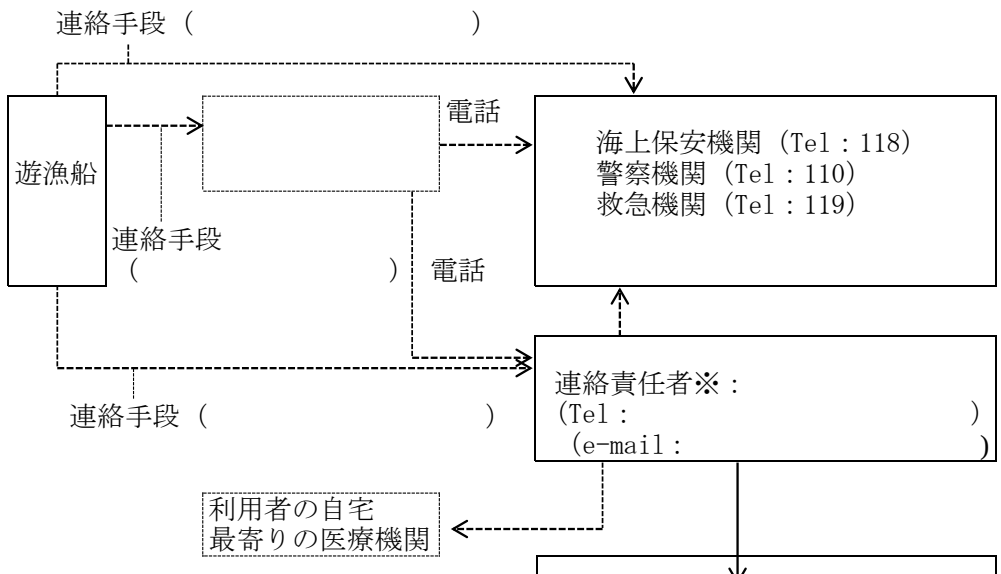
気象又は海象等の状況が悪化した場合の避難する場所	出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします。 案内する漁場の位置 / 避難する港 上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。

瀬渡し（磯、筏、防波堤等渡し）の業務を行う場合	
磯等と遊漁船との間の連絡方法※（該当に○）	（　）携帯電話 （　）衛星電話 （　）利用者に渡した発煙筒 （　）その他（　　）
磯等に遊漁船の旅客定員を超えて利用者を渡す業務の形態の場合にあっては、緊急的に利用者を収容し帰航させる方法	
津波警報、注意報が発令された場合の対応	

※連絡手段の通信設備については、船舶の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの 。
※気象又は海象等が悪化した場合は、必要な措置をとった上で、速やかに連絡責任者に連絡する。

登録番号		氏名又は名称					
作成日	／ ／	1:	／ ／	2:	／ ／	3:	／ ／

別表９　事故発生時等の連絡方法



※業務主任者の連絡手段（携帯電話がある場合）

業務主任者の氏名	電話番号 メールアドレス

船長の氏名	電話番号 メールアドレス

※遊漁船の連絡手段（　）業務用無線、（　）衛星電話、（　）その他（　　）
（該当に○）

※連絡責任者：営業中は陸上にいて洋上の船長及び業務主任者と常に連絡が取れる者。
※連絡責任者の電話番号について、携帯電話があれば優先して記載する。
※連絡手段の通信設備は、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。

登録番号			氏名又は名称		
作成日	／ ／	変更日	1: ／ ／	2: ／ ／	3: ／ ／

別表 10　情報を収集すべき事項

（１）利用者の安全の確保に必要な情報	出航地における波高、風速、視程 出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報 水路通報、気象・津波・海上警報等の情報 乗船する利用者数 （12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数） 法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報 立入禁止区域に関する情報
（２）漁場の安定的な利用関係の確保に必要な情報	法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報 漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報 法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用に関する情報

登録番号		氏名又は名称	
作成日	／ ／	変更日	1: ／ ／　2: ／ ／　3: ／ ／

別表 11　安全の確保のため周知すべき内容及び方法

周知の方法 （該当に○）	（　）遊漁船に周知内容を掲示する。 （　）遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。 （　）営業所のモニター又はタブレット端末等の電子機器で視聴してもらう（ウェブサイトに周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む）。
周知する内容	○一般的事項 ・出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと ・遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと ・航行中、波の影響により船体が動揺することがあるときは、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること ・天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと ・救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法 ・落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 ・落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力 ・乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの）を着用すること ・その他（　　） ○瀬渡しの場合 ・瀬渡し中及び磯等の上においては国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用すること ・磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法 ・その他（　　）
漁場において口頭で説明する。	○一般的事項 ・案内する漁場において注意すべき事項 （自由記載（必須）　　） ・その他（　　） ○瀬渡しの場合 ・磯等からの帰航時間 ・磯等で天候が急変した場合における避難場所 ・安全管理の手法（定期巡回、携帯電話等での連絡） ・船から磯、磯から船に渡る際に注意すべき事項 （自由記載（必須）　　） ・その他（　　）

登録番号			氏名又は名称		
作成日	／ ／	変更日	1: ／ ／	2: ／ ／	3: ／ ／

別表12　公表する情報（様式例）

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者１人当たりの填補限度額	利用定員又は旅客定員	契約期間

業務改善命令について公表する情報

事業者名	
命令を受けた日	
命令を受けた理由	
命令の内容	
命令を受けて講じた（講じようとする）措置	

登録番号			氏名又は名称		
作成日	／ ／	変更日	1: ／ ／	2: ／ ／	3: ／ ／

別表 13　法第 16 条に基づく周知の内容及び方法等

周知の方法 （該当に○）	（　）遊漁船に周知内容を掲示する。 （　）遊漁船の乗船前に書面で配布、回覧をする。 （　）営業所のモニター又はタブレット端末などで視聴してもらう（ウェブサイトに周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む）。
周知する内容	案内する漁場における、以下の関係法令等に基づく水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容（漁具及び漁法の制限、水産動植物の大きさの制限、採捕禁止となっている水産動植物の種類等）を周知します。 ①　水産資源保護法に基づく爆発物、有毒物の使用禁止 ②　漁業法及び水産資源保護法に基づく省令（瀬戸内海漁業取締規則等） ③　都道府県漁業調整規則 ④　海区又は連合海区漁業調整委員会の指示 ⑤　広域漁業調整委員会の指示 ⑥　事業者が所属する団体が当事者となっている漁場利用協定（沿岸漁場整備開発法に基づき届出されたもの） ⑦　事業者が所属する漁業協同組合が定めた資源管理規程（水産業協同組合法に基づき認定を受けたもの。） ⑧　法に基づく協議会において協議が調った事項 ⑨　その他都道府県が提供している情報 上記の関係法令等に基づき、あるいは国や地方公共団体による採捕量調査への報告が求められている水産動植物を利用者が採捕した場合には、採捕量調査への協力をするよう周知します。
利用者保護のために業務主任者が遵守すべき事項	・都道府県漁業調整規則又は海区、連合海区若しくは広域漁業調整委員会の指示によって定められた水産動植物の採捕禁止区域（利用者に採捕させる水産動植物に係るものに限る。）に案内しません。 ・周知した大きさの制限以下の水産動植物が相当程度採捕された場合は、漁場の位置を変更します。 ・周知した採捕禁止となっている水産動植物が相当程度採捕された場合は、漁場の位置を変更します。 ・その他（　　）

別記様式第１号　（様式例）

都道府県　遊漁船業担当者　あて

法第 19 条に基づく重大事故の報告書（第　報）

報告年月日	
事故発生の日時及び場所	年　月　日　時頃
遊漁船の名称	
事業者の氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名も記入）	
連絡先　（TEL）　（e-mail）	
事業者の登録番号	
報告者名（事業者が報告した場合は不要）	
連絡先　（TEL）　（e-mail）	
事故の種類（該当に○）	（　）衝突事故、（　）乗揚・座礁事故、（　）転覆事故 （　）滅失（沈没）事故、（　）火災事故（　）機関等故障、（　）その他（　）
事故の原因	
乗船した船長の氏名	
乗船した業務主任者の氏名	
事故発生時の気象・海象等の状況	
死亡者、行方不明者及び負傷者の数、負傷者の負傷の程度	死亡者数　名 行方不明者数　名 負傷者数　名　医師の治療を要する期間　日
損壊した物及び損壊の程度	
死亡者又は行方不明者がある場合には、その者の氏名その他参考になる情報	
当該事故について講じた措置	
事故時の業務の形態（該当に○）	（　）船釣り（　）瀬渡し（　）その他
乗船した利用者の数	名
備考	

※随時、明らかになった事実について追記・修正したものを提出。

別記様式第２号　乗務記録　（様式例）

年月日			
開始時刻			
終了時刻			
開始場所 （終了場所）			
乗船した船長の氏名			
乗船した遊漁船業務主任者の氏名			
乗船した従業者の氏名			
遊漁船の名称			
気象及び海象等の状況			
案内した漁場の位置			
利用者の数			
利用者が採捕した主な水産動植物			
重大な事故又は海難その他の異常の事態が発生した場合には、その概要及び原因※			
気象若しくは海象等の状況が悪化した場合又は海難その他の異常の事態が発生した場合には、連絡責任者に連絡した旨及び内容			
遊漁船業者に対し、出航判断に関する意見、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する意見をした場合には、その旨及び内容			
その他			

※法第19条に基づき都道府県知事に報告する重大事故に加え、重大事故ではない事故等（海難その他の異常の事態）についても、乗務記録には記載し、日頃の安全管理に活用します。

別記様式第３号　実務研修記録（様式例）

日数	研修者名		研修実施者（遊漁船業務主任者）	氏名	
				経験年数	
	実施日	実施時間	業務の形態 ※１	実施海域	研修内容 ※２
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

※１：業務の形態は、船釣り、瀬渡し、その他（具体的に）のいずれかを記載。
※２：研修内容は、別紙の項目の数値を記載。

（別紙）

項目	内容
１.利用者の安全管理	・出航前検査 ・救命設備・通信設備の使用方法 ・利用者に対する遵守すべき事項や出航中止、帰港基準等の説明 ・営業中の利用者数の確認 ・気象・海象等の情報の収集方法 ・海域の特性（水温、波高）に応じた安全管理 ・業態（船釣り、瀬渡し、漁業体験等）や案内する漁場における水産動植物の採捕に係る安全管理　等
２．漁場の選定	・漁場の選定に係る情報収集 ・魚群探知機等の使用方法の習得　等
３．利用者への指導・助言	・水産動植物を採捕するための指導及び補助（釣り方、磯渡しの仕方、安全確認等） ・乗客が採捕した水産動植物（特にクロマグロ等採捕報告が義務付けされているもの）の確認及び国が行う採捕量調査への協力の依頼　等
４.気象等が悪化した際の対応	・連絡体制、対応手順の確認 ・漁場ごとの避難港の確認 ・落水者の発生を想定した定期訓練の実施（研修期間内に１回以上実施）
５．その他	・乗務記録の作成手法 ・関係法令等の知識の習得 ・上記に関連した業務　等
６．習熟度確認	・１～５の内容について習熟度を確認

実務研修習熟度確認表（様式例）

項目	内容	業態		
		船釣り	瀬渡し	その他
利用者の安全管理	出航前検査			
	救命設備・通信設備の使用方法			
	利用者に対する遵守すべき事項や出航中止、帰港基準等の説明			
	営業中の利用者数の確認			
	気象・海象等の情報の収集方法			
	海域の特性（水温、波高）に応じた安全管理			
	案内する漁場における水産動植物の採捕に係る安全管理			
漁場の選定	漁場の選定に係る情報収集			
	魚群探知機等の使用方法の習得			
利用者への指導・助言	水産動植物を採捕するための指導及び補助			
	乗客が採捕した水産動植物（特にクロマグロ等採捕報告が義務付けされているもの）の確認及び国が行う採捕量調査への協力の依頼			
気象等が悪化した際の対応	連絡体制、対応手順の確認			
	漁場ごとの避難港の確認			
	落水者の発生を想定した定期訓練の実施（研修期間内に１回以上実施）			
その他	乗務記録の作成手法			
	関係法令等の知識の習得			
	上記に関連した業務			

別記様式第五号（第十一条関係）

遊漁船業者登録事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

年　　月　　日

届出者

千葉県知事　殿

フリガナ 氏名又は名称	
住　　所	郵便番号（　　－　　） 電話番号（　　）　　－ メールアドレス
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年　　月　　日

変更に係る事項	変　更　前	変　更　後	変更年月日

別記様式第六号（第十二条関係）

業務規程変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

年　　月　　日

届出者

千葉県知事　殿

フリガナ 氏名又は名称	
住　　所	郵便番号（　　－　　） 電話番号（　　）　　－ メールアドレス
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年　　月　　日

変更に係る事項	変　更　前	変　更　後	変更年月日

別記様式第七号（第十三条関係）

遊漁船業者廃業等届出書

この届出書により、次のとおり廃業等の届出をします。

年　　月　　日

届出者

千葉県知事　殿

フリガナ 氏名又は名称	
住　　所	郵便番号（　　－　　） 電話番号（　　）　　－ メールアドレス
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年　　月　　日
廃止年月日	年　　月　　日
廃　止　の　事　由	

死亡

（合併により消滅

破産手続開始の決定により解散

合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散

遊漁船業を廃止）

備　考

「廃止の事由」については、不要なものを消すこと。

別記様式第八号（第十八条関係）

遊　漁　船　業　者　登　録　票	
氏名又は名称	
登録番号	千葉県第　　号
登録の有効期間	令和　　年　　月　　日　から 令和　　年　　月　　日　まで
営業所の所在地	
遊漁船の名称	
遊漁船業務主任者の氏名	
損害賠償措置の保険期間	令和　　年　　月　　日　から 令和　　年　　月　　日　まで

備　考（遊漁船に掲げる場合）

1　「遊漁船の名称」は、当該遊漁船の名称のみとする。

2　「遊漁船業務主任者の氏名」は、当該遊漁船に乗り組む遊漁船業務主任者の氏名のみとする。

3　「損害賠償措置の保険期間」は、当該遊漁船に係る損害賠償措置の保険期間のみとする。

4　遊漁船に掲げるに当たっては、備考は削除し、登録票の短辺が 16 センチメートル以上、長辺が 27 センチメートル以上となるようにする。

備　考（営業所に掲げる場合）

営業所に掲げるに当たっては、備考は削除し、登録票の短辺が 25 センチメートル以上、長辺が 40 センチメートル以上となるようにする。

別記様式第九号（第十八条関係）



備考　各文字及び数字は、次により明瞭に表示すること。

（１）〇〇〇〇の部分には、当該登録に係る登録番号を表示すること。

（２）大きさは10センチメートル以上、太さは１センチメートル以上、間隔は２センチメートル以上とする。

（参考様式）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

同　意　書

私は、下記の事項について同意します。

記

一、私の所有する「船舶名：＿＿＿＿＿＿＿＿」(船舶登録番号：第＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿＿号)以下「同船」という。）を＿＿＿＿＿＿＿＿(以下「同業者」という。)の遊漁船業務に使用すること

二、私が＿＿＿＿＿＿＿＿と契約している同船の＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ (以下「同保険」という。)につき、同業者が同船の運航に伴い損害賠償義務が生じた場合、同保険契約に有する私の権利を同業者が行使すること

以上

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

記入例

別記様式第一号（第三条関係

千葉県収入証紙を貼ります。
「新規」25,000 円
「更新」19,000 円
証紙販売終了：令和 8 年 12 月末
証紙利用終了：令和 9 年 12 月末

【記入要領と記入例】　個人の場合

表面

遊漁船業者登録申請書

証紙貼付欄
（消印してはならない。）

どちらか不要なものを二重線で消します。

この※欄は記入しないでください。

登録の種類	新規・~~更新~~	※登録番号	
		※登録年月日	年　月　日

この申請書により、遊漁船業者の登録の申請をします。

年　月　日

・申請書を提出する年月日と申請者の氏名を記入します。
（押印は不要。以下同じ）

申請者　千葉　太郎

千葉県知事　殿

フリガナ 氏名又は名称	チバ　タロウ 千葉　太郎
住　所	郵便番号（２６０－８６６７） 千葉市中央区市場町１－１　電話番号　（０４３）２２３－３０４２ メールアドレス　gyocho@mz.pref.chiba.lg.jp
法人である場合のフリガナ 代表者の氏名	個人の場合は、記入不要です。

・「氏名又は名称」には、申請者の氏名、「住所」には、申請者の住所(住民票表記)等を記入します。
・電話番号、メールアドレスは常につながるものを記入してください。

法人である場合の役員（業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名

フリガナ 氏　名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏　名	役職（常勤・非常勤）

個人の場合は、記入不要です。

申請時に既に登録を受けている場合は、その登録番号を記入してください。新規に登録を申請する場合は不要です。

申請時において既に受けている登録	

裏面

未成年者である場合の法定代理人の氏名又は名称及び住所	フリガナ 氏名又は名称	
	住　所	郵便番号（　　） 電話番号（　　）　　－ メールアドレス
法定代理人が法人である場合のフリガナ代表者の氏名		

申請者が未成年の場合には、法定代理人の氏名や住所等について記入します。

法定代理人が法人である場合の役員（業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名

フリガナ 氏　名	役	役職（常勤・非常勤）

営業所の「名称」には、通常使う屋号などを記入し、「所在地」には、その営業所の住所等を記入します。

営業所の名称及び所在地

フリガナ 名　称	所　在　地 郵便番号（２６０－８６６７） 電話番号　（０４３）２２３－３０４２ メールアドレス　gyocho@mz.pref.chiba.lg.jp
ツリブネ　チバマル 釣船　千葉丸	千葉市中央区市場町１－１

法第12条に規定する者（遊漁船業務主任者）の氏名	千葉　太郎　　千葉　次郎

選任する遊漁船業務主任者の氏名を記入します。

フリガナ 遊漁船の名称	損害賠償措置 保険契約又は共済契約の名称	瀬渡し	遊漁船の定員	利用定員	填補限度額（定員１名当たりの額）	保険期間
ﾀﾞｲｲﾁﾁﾊﾞﾏﾙ 第一千葉丸	○○損害保険株式会社 遊漁船業者総合保険	有・~~無~~	１０人	２０人	5,000 万円 （瀬渡し 5,000 万円）	令和６年４月１日から 令和７年４月１日まで

・保険証券などに記載されている内容を記入します。
・保険契約の名称、内容、期間等を記入します。
・瀬渡し特約を契約しているなら、その内容も記入します。

・遊漁船の定員には、旅客人数を記入します。
・利用定員には瀬渡しを行う場合に同時に漁場（遊漁船内含む）にいる最大人数を記入します。

他の都道府県知事の登録を

登　録　番　号	登　録　年　月　日
東京第○○○○号	令和○年○月○日

・他県で登録をしている場合は、その登録番号及び登録年月日を記入します。
・登録を受けていない場合は、「無し」と記入します。

登録　受

3　記入欄が不足する場合は、枠を拡大し又は行を追加

入し添付すること。

4　「新規・更新」について

5　「営業所の名称及び所

全ての営業所について記

6　「損害賠償措置」の欄

捕させる業務をいう。）を

る特定の場所の利用定員。同時に複数業態の遊漁船業を実施する場合にはその各定員の合計。）を記載すること。

別記様式第一号（第三条関係）

【記入例】　法人の場合
※個人の場合の【記入例】も参照のこと

表面

遊漁船業者登録申請書

証紙貼付欄
（消印してはならない。）

登録の種類	新規・~~更新~~	※登録　番　号	
		※登　録　年　月　日	年　　月　　日

この申請書により、遊漁船業者の登録の申請をします。

年　　月　　日

申請書を提出する年月日と申請する会社の名称、代表者の役職・氏名を記入します。

申請者　　有限会社　千葉丸
代表取締役　千葉　太郎

千葉県知事　　殿

フリガナ 氏名又は名称	ユウゲンガイシャ　チバマル 有限会社　千葉丸
住　　所	郵便番号（２６０－８６６７） 千葉市中央区市場町１―１　電話番号　（０４３）○○○－×××× メールアドレス　○○○@×××.××
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	チバ　タロウ 千葉　太郎

「氏名又は名称」には会社名等の法人名、「住所」には、所在地を記入します。

・法人・会社用メールアドレスを記入します。
・なければ代表者のメールアドレスを記入します。

法人である場合の役員（業務を執行する社員若しくは取締
役職名

フリガナ 氏　　名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏　　名	役職（常勤・非常勤）
チバ　タロウ 千葉　太郎	代表取締役(常勤)		
チバ　ジロウ 千葉　次郎	取締役(常勤)		
チバ　ハナコ 千葉　花子	取締役(常勤)		

登記簿謄本に記載の役員、役職等について記入します。

申請時において既に受けている登録	

裏面

未成年者である場合の法定代理人の氏名又は名称及び住所	フリガナ 氏名又は名称	
	住　所	郵便番号（　　－　　） 電話番号（　　）　　－ メールアドレス
法定代理人が法人である場合のフリガナ代表者の氏名		

法定代理人が法人である場合の役員（業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名

フリガナ 氏　名		フリガナ	役職（常勤・非常勤）

「名称」には、登記している商号などを記入し、「所在地」には、その営業所の住所等を記入します。

営業所の名称及び所在地

フリガナ 名　称	所　在　地 郵便番号（２６０－８６６７） 電話番号　（０４３）○○○－×××× メールアドレス　○○○@×××.××
ユウゲンガイシャ　チバマル 有限会社　千葉丸	千葉市中央区市場町１－１

法第12条に規定する者（遊漁船業務主任者）の氏名	千葉　太郎　　千葉　次郎

フリガナ 遊漁船の名称	損害賠償措置					
	保険契約又は共済契約の名称	瀬渡し	遊漁船の定員	利用定員	填補限度額（定員１名当たりの額）	保険期間
ﾀﾞｲｲﾁﾁﾊﾞﾏﾙ 第一千葉丸	○○損害保険株式会社 遊漁船業者総合保険	有・~~無~~	１０人	２０人	5,000万円	令和６年４月１日から 令和７年４月１日まで

他の都道府県知事の登録状況	
登　録　番　号	登　録　年　月　日
東京第○○○○号	令和○年○月○日

備　考

1　電子的申請や証紙の貼付けの有無等については、登録を受けようとする都道府県が定めるところにより行うこと。

2　※印のある欄には、記入しないこと。

3　記入欄が不足する場合は、枠を拡大し又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添付すること。

4　「新規・更新」については、不要なものを消すこと。

5　「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなく全ての営業所について記載すること。

6　「損害賠償措置」の欄については、瀬渡し（利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業務をいう。）を行う場合にあっては、遊漁船の定員及び利用定員（利用者を下船させる特定の場所の利用定員。同時に複数業態の遊漁船業を実施する場合にはその各定員の合計。）を記載すること。

別記様式第二号（第四条関係）

【記入例】

（表面）

誓　　約　　書

下記の者は、遊漁船業の適正化に関する法律第６条第１項各号に
該当しない者であることを誓約します。

〔登録申請者
登録申請者の役員
登録申請者の法定代理人
登録申請者の法定代理人の役員〕

不要なものは二重線で消します。
（例）
登録申請者が会社の役員の場合、以下のようにします。

登録申請者
登録申請者の役員
~~登録申請者の法定代理人~~
~~登録申請者の法定代理人の役員~~

申請者とは
・個人登録の場合→本人の氏名を記入します。
・法人登録の場合→会社の名称、代表者の役職及び氏名を記入します。

★　なお申請者が、遊漁船業に関し成年と同一の能力を有しない未成年者である場合、「申請者」の下に法定代理人の氏名の記入も必要となります。

令和〇年〇月〇日

申　請　者　　千葉　太郎
★　法定代理人　千葉　一郎

千葉県知事 殿

備　考

「〔登録申請者
登録申請者の役員
登録申請者の法定代理人
登録申請者の法定代理人の役員〕」については、不要なものを消すこと。

（裏面）

○遊漁船業の適正化に関する法律第６条第１項関係各号

一　第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者

二　遊漁船業者で法人であるものが第二十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のあつた日から五年を経過しないもの

三　その者（法人に限る。以下この号において同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者である者

イ　その者の株式の所有その他の事由を通じてその者の事業を実質的に支配し、又はその者の事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの（ロにおいて「親会社等」という。）

ロ　親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの

ハ　その者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの

四　第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

五　第二十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該登録を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

六　遊漁船業者で法人であるものが第四号に規定する期間内に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、第四号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る遊漁船業者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの

七　第二十一条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

八　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

九　この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）若しくはこれらの法律に基づく命令（漁業法第百十九条第二項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。）又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十七条の二第一項、第百十七条の三第一項、第百十七条の四第一項、第百十八条第一項、第百十八条の二から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の五第一項の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

十　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十三号において「暴力団員等」という。）

十一　遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号（第三号を除く。）又は次号のいずれかに該当するもの

十二　法人でその役員のうちに第一号、第二号又は第四号から第十号までのいずれかに該当する者があるもの

十三　暴力団員等がその事業活動を支配する者

十四　第十二条に規定する遊漁船業務主任者を選任していない者

十五　第四条第一項第六号に規定する措置が農林水産省令で定める基準に適合していない者

十六　業務規程（利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項に係る部分に限る。）が農林水産省令で定める基準に適合していない者

別記様式第三号（第四条関係）

【記入例】

実務経験証明書

選任した業務主任者の氏名を記入します。

（　千葉　二郎　）は、遊漁船業に関し、下記のとおり一年以上の実務経験を有することに相違ないことを証明します。

・遊漁船業者の下で従業者として実務がある場合
→雇用者であった遊漁船業者の氏名及び電話番号を記入します(雇用者であった遊漁船業者が作成します。)。
・自ら遊漁船業者であって実務がある場合
→本人の氏名（会社の名称）及び電話番号を記入します。

令和〇年〇月〇日

証明者　　千葉　太郎
電話番号　043（〇〇）××

使用者である遊漁船業者の氏名又は名称（遊漁船業者の登録番号）	業務の形態（船釣り、瀬渡し等）	業務を実施した海面等	実務経験の期間
千葉　太郎 （千葉県第〇〇号）	船釣り、瀬渡し	木更津沖	令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 まで
合計期間			満　　年　　ヵ月 日

備　　考

1　この証明書は、被証明者１人について、証明者別に作成すること。

2　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）に基づく海技免状又は小　　縦免許証の写し及び第 14 条第１項第３号に基づく修了証明書の写しを添付すること。

・実務経験については、１年以上である必要があります。

【記入例】

選任した業務主任者の氏名を記入します。

実務研修証明書

（　千葉　二郎　）は、遊漁船業に関し、下記のとおり 30 日以上の実務研修を修了したことに相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

・実務研修実施者の氏名及び電話番号を記入します（実務研修を指導した者が作成します。）。
・実務研修実施者は、１年以上の実務経験が必要です。

証明者　　千葉　太郎
電話番号　043（〇〇）××

実務研修を指導した遊漁船業務主任者の氏名（遊漁船業務主任者を選任した遊漁船業者名及び登録番号）	業務の形態（船釣り、瀬渡し等）	実務研修を実施した海面等	実務研修を実施した期間（１日につき５時間以上）
千葉　太郎 （千葉県第〇〇号）	船釣り	木更津沖	令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 まで
千葉　太郎 （千葉県第〇〇号）	瀬渡し	富津沖	令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 まで
（　　）			年　月　日 から 年　月　日 まで
合計期間			満　６０　日

・業務形態（船釣り、瀬渡し等）ごとに分けて記入します。
・他県で登録している業者から研修を受けてもかまいません。

・実務研修の期間の合計を記入します。
・実務研修は、１つの業務形態につき３０日間（１日５時間以上）受ける必要があります。

別に作成
津第 149 号
証の写し及び第 14 条第１項第３号に基づく修了証明書の
3　実務研修の実施基準は別途農林水産大臣が定める。

別記様式第三号の二（第四条関係）

【記入例】

（表面）

誓　約　書

選任した遊漁船業務主任者は、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第14条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

申請者とは
業務主任者の氏名ではなく、遊漁船業者（雇用主）の氏名を記入します。
・個人登録の場合→本人の氏名を記入します。
・法人登録の場合→会社の名称、代表者の役職及び氏名を記入します。

★　なお申請者が、遊漁船業に関し成年と同一の能力を有しない未成年者である場合、「申請者」の下に法定代理人の氏名の記入も必要となります。

令和〇年〇月〇日

申　請　者　　千葉　太郎
★　法定代理人　千葉　一郎

千葉県知事　　殿

（裏面）

備考

○遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第 14 条第２項
次の各号のいずれかに該当する者は、遊漁船業務主任者となることができない。
一　法第二十条の規定による命令により遊漁船業務主任者を解任され、解任の日から五年を経過しない者
二　法第六条第一項第一号、第二号又は第四号から第十一号までのいずれかに該当する者

○遊漁船業の適正化に関する法律第６条第１項関係各号
一　第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者
二　遊漁船業者で法人であるものが第二十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のあつた日から五年を経過しないもの
四　第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
五　第二十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該登録を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
六　遊漁船業者で法人であるものが第四号に規定する期間内に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、第四号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る遊漁船業者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの
七　第二十一条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
八　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
九　この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）若しくはこれらの法律に基づく命令（漁業法第百十九条第二項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。）又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十七条の二第一項、第百十七条の三第一項、第百十七条の四第一項、第百十八条第一項、第百十八条の二から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の五第一項の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
十　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十三号において「暴力団員等」という。）
十一　遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号（第三号を除く。）又は次号のいずれかに該当するもの

記入例

業務規程

登録番号	千葉県第〇〇〇〇〇〇号
登録年月日	令和〇年〇月〇日
有効期間 満了日	令和〇年〇月〇日
遊漁船業者の氏名又は名称 （法人の場合は代表者の氏名も記入）	〇〇　〇〇

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規程は、遊漁船業の業務（以下単に「業務」という。）の実施方法を定め、登録を受けた遊漁船業者（以下「事業者」という。）及びその事業者のもとで業務に従事する者（以下「従業者」という。）が、関係法令に従い、業務を適正かつ円滑に行うことを目的とします。

（法の遵守）

第２条　事業者及び従業者は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号。以下「法」という。）を遵守します。

２　事業者は、遊漁船業者登録簿（以下「登録簿」という。）に記載されている遊漁船で業務を行うこととし、登録簿に記載されていない船舶は使用しません。

（業務規程の遵守）

第３条　事業者及び従業者は、この規程を遵守し、遊漁船の利用者（以下単に「利用者」という。）の安全を第一に考えるとともに、漁場を円滑に利用するよう努めながら、適正に業務を行います。

２　事業者は、登録簿に記載されている遊漁船の所有権の有無にかかわらず、その遊漁船で業務を行う際には、この規程に従って業務を行い、業務の実施に関する責任は事業者が持ちます。

３　事業者は、この規程に従って業務を行うために、営業所及び遊漁船にこの規程を備え置きます。ただし、営業所における備置きは電子的手段により行うことができます。

４　営業所又は遊漁船において、登録した都道府県知事（以下「知事」という。）、案内する漁場を管轄する都道府県知事、海上保安機関又は警察機関から、この規程の提示を求められたときは、速やかに提示します。

５　事業者は、この規程を変更する場合は、変更後の業務規程により業務を実施する日までに業務規程変更届出書及び変更後の業務規程を知事に届け出ます。

　また、業務規程の記載事項のうち遊漁船業務主任者が受けた講習の日時や船長の特定操縦免許の有効期限等、変更前の届出が困難な事項については、変更日の日付で業務規程変更届出書を作成し、根拠書類（特定操縦免許等の写し）とともに届け出ます。

第２章　利用者の安全管理に係る体制等に関する事項

（業務の実施体制等）

第４条　事業者、遊漁船業務主任者（以下「業務主任者」という。）、船長、海上保安機関その他の関係機関との連絡に係る責任者（以下「連絡責任者」という。）、所属する団体及び営業期間は、**別表１**のとおりです。なお、連絡責任者は、営業中は陸上にいて洋上の船長及び業務主任者と連絡がとれる者を選任します。

２　事業者は、利用者の安全が確保されるよう、従業者の労働環境に十分配慮します。

（船長、業務主任者その他の従業者の確保）

第５条　事業者は、運航する遊漁船の数及びその規格に応じた船長、業務主任者その他の必要な従業者を確保します。

２　前項の従業者の氏名､その有する資格及び講習の有効期間は､**別表１**のとおりです。

（案内する漁場の位置及び当該漁場における安全管理の体制）

第６条　利用者を案内する漁場及び採捕させる主な水産動植物は、**別表２**に定めるとおりとします。

２　事業者は、利用者を立入禁止の場所へ案内することは行いません。

３　船長及び業務主任者は、案内する漁場において利用者の安全が確保されるよう、別表２に定める安全管理を実施します。

（遊漁船の係留場所等）

第７条　事業者は、遊漁船業を行うに当たって、遊漁船を**別表３**に定めるところに係留します。

２　利用者が遊漁船に乗降する場所（磯渡し等の漁場で乗降する場所を除く。）は、安全が確保されるよう、**別表３**に定めるとおりとします。

（利用者の安全の確保を図るために必要な設備の整備等）

第８条　使用する遊漁船の総トン数、長さ、定員、航行区域、通信設備及び救命設備（船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。）、遊漁船の所有、登録簿の記載の状況及び使用状況等は、**別表４**のとおりです。

２　事業者は、利用者が落水した場合に船上への引揚げを補助できるはしご等を遊漁船に備えます。

（役務の内容の明示）

第９条　利用者に対し、遊漁船の利用に関する契約をする前に、案内する漁場の位置、採捕させる主な水産動植物の種類及び漁場に案内する時間等の役務の内容について、わかりやすいように明示します。

２　気象又は海象等の状況の悪化に伴う出航中止基準及び帰航基準について、利用者に対し、事前に説明します。

（救命胴衣の着用）

第 10 条　船長及び業務主任者は、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。）の着用に関し、利用者に対し以下の措置を講じます。

一　乗船する際の転落に備えるため、救命胴衣を着用させた上で乗船させます。

二　乗船中は、船室内にいる場合を除き、常に救命胴衣を着用させます。

三　12 歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。

四　前三号に掲げるもののほか、気象又は海象等の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断した場合は、救命胴衣を着用させます。

２　瀬渡しを行う場合、船長及び業務主任者は、救命胴衣の着用に関し、利用者に対し前項各号の「救命胴衣」を「救命胴衣（国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有するもの。）」と読み替えた措置を講じます。また、瀬渡し先においても、利用者に対し常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。

（出航前の検査及び確認）

第 11 条　船長は、出航前及び帰港後に船舶が航海に支障ないかどうか、航海に必要な準備が整っているかどうかについて、**別表５の１**の項目を点検します。

２　船長は、当日出航前検査を実施した事項のほか、船体、機関、諸設備及び諸装置、係留施設(浮き桟橋、岸壁、ビット、防舷材等)、乗降用施設(タラップ、歩み板等)、転落防止施設(ハンドレール、チェーン等)等について、営業日においては、原則として１日１回以上点検を実施します。

３　業務主任者は出航前の検査が適切に実施されているかを確認するとともに、その内容を記録し、事業者に提出します。事業者はその記録を１年保管します。

４　船長及び業務主任者は、前三項の点検中、異常を発見したときは、機器等について修復、交換等の措置を講ずるとともに、必要に応じて出航を中止します。なお、当該施設が漁港管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復、交換等を求めます。

（飲酒等の禁止及び健康の確認）

第 12 条　業務主任者は、出航前に、自ら、船長及び乗船しようとする従業者に対し、**別表５の２**に掲げる事項について確認し、 確認を行った旨を記録し、事業者に提出します。事業者はその記録を１年間保存します。

２　船長、業務主任者及び従業者は、以下のいずれかの状態である場合には、業務を実施しません。

一　飲酒等の後、正常な業務ができない状態

二　呼気１リットル中のアルコール濃度が 0.15ｍｇ以上である状態

３　事業者は、船長、業務主任者及び従業者が、前項各号のいずれかの状態である場合には、業務を実施させません。

（航行中又は採捕中において船長及び業務主任者が遵守すべき事項）

第 13 条　船長は、船舶安全法（昭和８年法律第 11 号）、港則法（昭和 23 年法律第 174 号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）、海上交通安全法（昭和 47 年法律第 115 号）、海上衝突予防法（昭和 52 年法律第 62 号）等の海上における安全法令を遵守して安全な航行をするとともに、航行中の利用者の安全の確保に十分な注意を払います。

２　船長は、利用者に水産動植物を採捕させている間は、他の船舶と衝突しないよう、常時、適切な見張りを行い、他の船舶の動静把握に努めるとともに、適切な操船をするほか、船長及び業務主任者は、利用者の安全の確保を図るために、**別表６**に定めるとおりに行動します。

（出航中止基準）

第 14 条　事業者は、**別表７**に定める出航中止基準によって、遊漁船の出航を判断します。出航中止基準に基づき出航中止が決まった場合は、直ちに船長に出航中止を指示します。

２　船長及び業務主任者は、自らの経験や気象及び海象等の予測情報等に基づき気象又は海象等の状況が悪化し利用者が危険になると予測される場合は、出航中止基準に達しない状況においても出航を保留し、事業者と協議することとします。この際、業務主任者は、事業者による遊漁船の出航に係る判断に関し、必要な意見を述べることとし、事業者と船長及び業務主任者の出航についての判断がそれぞれ異なる場合は、出航を見合わせることとします。

（帰航基準）

第 15 条　船長及び業務主任者は、**別表７**に定める帰航基準に達した場合又は自らの経験や気象及び海象等の予測情報等に基づき気象若しくは海象等の状況が悪化し利用者が危険になると予測される場合は、遊漁船を安全な場所に帰航させるまでに要する時間を考え、遊漁船を漁場から帰航させます。

（気象又は海象等が悪化した場合の対処）

第 16 条　船長は、気象又は海象等の状況が悪化した場合は、**別表８**に定めるとおりに対処します。

２　船長及び業務主任者は、気象又は海象等が悪化した場合は、前条及び前項にある必要な措置をとった上で、連絡責任者に連絡します。

（海難その他の異常の事態が発生した場合の対処及び体制）

第 17 条　海難その他の異常の事態（以下「海難等」という。）が発生した場合は、次のことを基本として、船長、業務主任者及び従業者が必要な措置を講じます。

①　人命の安全の確保を最優先とします。

②　事故の拡大防止のための措置を講じます。

③　利用者の不安を除去するための措置を講じます。

２　船長及び業務主任者は、海難等が発生したときは、前項の必要な措置をとり、利用者の安全の確保をはかった上で、**別表９**に定める連絡方法により、速やかに海上保安機関その他の関係機関（以下「海上保安機関等」という。）に連絡をします。その後、連絡責任者に事故の状況を連絡します。

３　連絡責任者は、海難等の発生を知ったときは、ただちに医療救護が必要な場合は救急車の手配及び医療機関への連絡等必要な措置をとるとともに、速やかに利用者の自宅に連絡します。

４　法に基づき、法第 19 条の基準に該当する事故が起きた場合には、速やかに、知事にその概要及び事故処理の状況等について**別記様式第１号**によって報告します。

第３章　業務の適正な運営を図るための従業者の教育に関する事項

（従業者等の教育・訓練）

第 18 条　事業者は、法で定められた業務主任者の選任基準に適合させるように、業務主任者に遊漁船業務主任者講習（以下「業務主任者講習」という。）を受講させます。

２　事業者は、自ら、船長及びその従業者が適正に業務を実施できるよう、この規程の内容及び地域の気象及び海象等、漁場のルール等についての教育を実施するほか、業務主任者講習以外の都道府県等が開催する講習があった場合は積極的に参加します。

３　事業者は、自ら、船長及びその従業者が適確に落水者を救助できるよう、落水者の発生を想定した定期的な訓練を行います。

第４章　その他遊漁船業の実施に関し必要な事項

（安全に関する情報の収集及び伝達）

第 19 条　事業者は、利用者の安全の確保を図るため、遊漁船の出航前及び出航してから帰航するまでの間、**別表 10（１）**のとおり情報を収集し、出航の中止及び帰航等を判断するとともに、遊漁船で業務を行う船長又は業務主任者に対し、確実に伝達及び必要な指示を行います。

（安全の確保のために利用者が遵守すべき事項の周知及び指示）

第 20 条　業務主任者は、利用者に対し、**別表 11** の方法により同表に定める内容を出航前及び漁場において周知します。

２　業務主任者は、周知した遵守事項を利用者が遵守していないときは、遵守するように指示します。

（情報公表に関する事項）

第 21 条　事業者は、法に基づき、利用者の安全の確保及び利益の保護を図るために講じた措置及び講じようとする措置等の情報として、**別表４、６、７、８、10、11 そのもの**に加え、**別表 12** に掲げる情報及びその他の安全管理のために特別に実施している取組の内容をインターネットに公表します。

〔備考〕自身のウェブサイト等を持っていない等インターネットでの公表が難しい場合には「インターネットに公表します」の部分を「営業所において、利用者にわかりやすいよう掲示します」等とすること。

（漁場の安定的な利用の確保等に関する情報の収集及び伝達）

第 22 条　事業者は、漁場の安定的な利用関係の確保を図るため、遊漁船の出航前に、**別表 10（２）**に定める情報を収集し、遊漁船で業務を行う業務主任者に確実に伝えます。

（水産動植物を採捕する際に利用者が遵守すべき事項の周知及び指示）

第 23 条　事業者又は事業者から指示を受けた業務主任者は、法第 16 条に基づいて、利用者に対し、**別表 13 の方法**により同表に定める案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を確実に周知します。

２　業務主任者は、周知した遵守事項を利用者が遵守していないときは、遵守するように指示します。

３　業務主任者は、利用者を保護するため、**別表 13** の定めるところにより、利用者が違

法な採捕等を行わないよう行動します。

（乗務記録）

第 24 条　業務主任者は、乗船したときは、当該乗船に関する事項について、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 15 条の規定に基づき、**別記様式第２号**のとおり乗務記録を作成し、事業者に提出します。事業者はその記録を１年間保存します。

（実務研修の記録）

第 25 条　業務主任者は、規則第 14 条の規定に基づく実務研修を行った際は、規則第 15 条の規定に基づき、**別記様式第３号**のとおり実務研修の内容を記録し、事業者に提出します。事業者はその記録を１年間保存します。

（水産施策への協力）

第 26 条　事業者は、水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）第６条第２項に定めてあるとおり、水産動植物の採捕及びこれに関する活動を行うに際しては、国及び地方公共団体が行う水産に関する施策の実施について協力します。

２　事業者は、地方公共団体の指導に従い、漁業者、他の遊漁船業者等の漁場の利用者（以下「漁業者等」という。）と協力をして、秩序ある漁場利用を図るとともに、漁場保全及び資源保護に努めます。

３　業務主任者は、利用者に対し、利用者が採捕した水産動植物について、国及び地方公共団体が取り組む採捕量調査に協力するよう指導します。

（地域の取決め等の尊重）

第 27 条　事業者は、案内する漁場について、漁業者等との調和のとれた利用及び保全並びに資源保護を図るため、法に基づく協議会や海面利用協議会等の地域での話し合いの場に積極的に参加し、漁業者等との話合いを促進するよう努めます。

２　事業者は、遊漁船業を営む区域内に、法に基づく協議会において協議が調った漁場利用の取決め等がある場合は、それらの内容について尊重します。

３　事業者は、案内する漁場において海面利用協議会が推奨している漁場利用協定や漁場慣行等がある場合は、それらのうち水産動植物の採捕及び漁場利用に係る内容について尊重します。

（漁具破損の防止）

第 28 条　船長は、案内する漁場において定置網その他の漁具が設置されている場合は、

漁具を破損させないように、漁具に近寄らない等適切な方法で業務を行います。

（遊漁中に発生したゴミ等の取扱い）

第 29 条　業務主任者は、利用者に対し、遊漁中に発生した不要となった漁具その他のゴミ等を漁場や港に捨てないよう指導をします。

２　業務主任者及び従業者は、業務の中で生じたゴミ等は持ち帰り、帰航後に適切に処理します。

登録番号、氏名又は名称、作成日を記入してください。
次ページ以降も同様に記入してください。

登録番号	千葉県第〇〇〇〇号	氏名又は名称	〇〇　××
作成日	R〇／〇／〇	変更日	1:　／　／　2:　／　／　3:　／　／

別表１　業務の実施体制等

事業者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名も記入）	〇〇　××
業務主任者	氏名：〇〇　××／業務主任者講習の修了証明書の日付：令和〇年〇月〇日 氏名：××　〇〇／業務主任者講習の修了証明書の日付：令和〇年〇月〇日
連絡責任者※	氏名：××　〇〇／特定操縦者免許の資格：二級／特定操縦者免許の有効期間：令和〇年〇月〇日 氏名：〇〇　××／特定操縦者免許の資格：一級／特定操縦者免許の有効期間：令和〇年〇月〇日
従業者※の人数	氏名：××　〇〇／住所（連絡先）：〇〇県〇〇市１－１－１(090-0000-‥)／メールアドレス：abcd@efg.hi.jk ２　人
ホームページ等インターネット上で公表する情報を公表する手段の有無※（該当に〇）	（〇）　有　　（　）無

連絡責任者は、営業中は陸上にいて船と常に連絡が取れる者を選任してください。（遊漁船業者本人は不可）

遊漁船業者（連絡責任者）の下で船長兼業務主任者２人が従事している場合は２人

遊漁船業者兼船長兼業務主任者であって、連絡責任者が配偶者の場合は１人（配偶者も従事者）

所属している団体等（該当するもの全てを記入）		漁業協同組合	事業協同組合 企業協同組合等	任意団体	法第28条に基づく協議会
	名称	〇×漁業協同組合	〇×遊漁船業協同組合	〇×団体	〇〇地区協議会
	連絡先	090-0000-‥‥	090-0000-‥‥	090-0000-‥‥	090-0000-‥‥

営業期間（該当に〇）	（〇）通年　　（　）　月　日　～　月　日
遊漁船	船名：Ａ丸／船舶検査証の航行区域：平水区域／船舶検査証の有効期間：令和〇年〇月〇日 船名：Ｂ丸／船舶検査証の航行区域：限定沿海区域／船舶検査証の有効期間：令和〇年〇月〇日 上記の遊漁船のうち同時に営業する隻数　２　隻 ※同時に営業する隻数に対し…及び業務主任者の数が不足する場合はその理由を記載

船舶検査証の航行区域の欄が「沿海区域　　ただし～」と記載されている場合は、限定沿海区域です。

	（　　）

※連絡責任者：営業中は陸上にいて洋上の船長及び業務主任者と常に連絡が取れる者。
※連絡責任者の連絡先は携帯電話があれば優先して記載。
※従業者：事業者の下で常時従事する者（船長、業務主任者、その他乗組員、連絡責任者等）。
※インターネットでの公表が不可能な場合は、営業所において、利用者にわかりやすいよう提示。

登録番号		氏名又は名称	
作成日	／　／	変更日	1:　／　／　2:　／　／　3:　／　／

別表２　案内する漁場の位置及び安全管理の体制

案内する漁場を 管轄する都道府県名	●●県

安全管理を行う者	業務主任者　●●　○○、○○　●●

船ごとに安全管理の方法が異なる場合は、船ごとに記載する。

船釣り

船名	時　期	案内する 漁場の位置※	採捕させる主な 水産動植物の種類	漁場における安全管理の方法（該当に○）
Ａ丸	通年 ７～８月	○○沖 ○○湾内 ××岬周辺（別添）	マダイ、アジ等 クロマグロ	（○）周囲の見回り （○）船内の見回り （　）乗客の安全管理（体調、救命胴衣着用の確認等） （　）僚船・陸上との情報交換（気象・海象等） （　）航行に影響しかねない漂流物の確認等 （○）その他（・・・・・・・・）
Ｂ丸	通年	○○地先沖合	シロギス	

※案内する漁場の位置については、地図・海図等がある場合は添付。

瀬渡し

船名	時　期	案内する漁場の位置※	採捕させる主な水産動植物の種類	漁場における安全管理の方法（該当に〇）
A丸	通年	〇〇沖の磯（別添） ××沖防波堤	メジナ、ブリ等	（〇）定期的な巡回 （〇）利用者への定時連絡 （〇）乗降時の安全確認 （〇）救命胴衣着用の確認 （　）僚船・陸上との情報交換（気象・海象等） （〇）その他（・・・・・・）

※案内する漁場の位置については、地図・海図等がある場合は添付。

その他（・・・・）

船名	時　期	案内する漁場の位置※	採捕させる主な水産動植物の種類	漁場における安全管理の方法（該当に〇）
A丸	８月	〇〇区画漁業権 ◇◇沖定置網（別添）	マダイ、ヒラメ等	（〇）周囲の見張り （〇）船内の見回り （〇）操業中の安全確認 （〇）乗客の安全確認（体調､救命胴衣着用の確認等） （　）僚船・陸上との情報交換（気象・海象等） （　）航行に影響しかねない漂流物の確認 （〇）その他（・・・・・・）

※案内する漁場の位置については、地図・海図等がある場合は添付。

登録番号			氏名又は名称	
作成日	／　／	変更日	1:　／　／	2:　／　／　3:　／　／

別表３　遊漁船の係留場所等

	遊漁船の名称	主要な時期	係留等場所の位置・名称	係留等場所・施設の管理者
遊漁船の係留場所	Ａ丸	通年	○○市○○漁港○○船溜まり	○○市長 ××知事
	Ｂ丸	１月～８月	○○市○○漁港○○岸壁	○○市長 ××知事
	Ｃ丸	・・・・・・	・・・・・・	・・・・・・
利用者の乗降場所	Ａ丸	通年	係留場所に同じ	○○市長 ××知事
	Ｂ丸	１月～８月	○○市○○漁港○○船溜まり	○○市長 ××知事
	Ｃ丸	・・・・・・	・・・・・・	・・・・・・

登録	インターネット又は営業所での掲示等により公表すること
作成	

別表４（全　　枚の　　枚目）　遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理番号	遊漁船の名称	船舶番号、漁船登録番号等	総トン数	長さ	旅客定員又は利用定員	業務形態 主たる業務：◎ その他全て：○
		航行区域（該当に○）				
		遊漁船の使用状況（該当に○）				
		遊漁船の記載状況（該当に○） 船舶の所有状況（該当に○）	通信設備※１の状況（該当に○）		救命設備※１の状況（該当に○）	
1	第１Ａ丸	ＫＮ２－００００００	○ﾄﾝ	○ m	○ 人	
		（○）平水・（　）限定沿海・（　）沿海・（　）遠洋、				（　）船釣り （○）瀬渡し※２ （　）その他 （　　）
		（○）遊漁船専用・（　）漁船と兼用・（　）他使用と兼				
		（○）単独記載・ （○）重複記載	（　）業務用無線 （　）衛星電話 （○）その他 （携帯電話）		（　）改良型救命いかだ （　）EPIRB（非常用位置等発信装置） （　）AIS（船舶自動識別装置） （　　）	
		（　）自己所有船舶・ （○）他者所有船舶				
2	第１Ｂ丸	ＫＮ２－００００００	○ ﾄﾝ	○ m	○ 人	（○）船釣り （◎）瀬渡し※２ （○）その他 （・・・・・）
		（　）平水・（　）限定沿海・（○）沿海・（　）遠洋、近海				
		（　）遊漁船専用・（○）漁船と兼用・（　）他使用と兼用				
		（　）単独記載・ （○）重複記載	（○）業務用無線 （　）衛星電話 （　）その他 （　　）		（　）改良型救命いかだ （○）EPIRB（非常用位置等発信装置） （　）AIS（船舶自動識別装置） （　）その他 （　　）	
		（○）自己所有船舶・ （○）他者所有船舶				
重複記載※３している場合の事由		（○）多客期にチャーターするため （　）その他（　　）				

通信設備や救命設備について、義務付け前や対象外のため備え付けていない場合は空欄で可

義務付け前や平水区域でサービスエリア圏内であれば携帯電話も可

※１　通信設備及び救命設備については、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。

※２　利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業態を指し、磯渡し、筏渡し、防波堤渡し、沖で干出する場所での潮干狩り等が該当（法令等で立入禁止の場所に渡すことはできない）。

※３　他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載されているもの。

登録番号			氏名又は名称		
作成日	／ ／	変更日	1: ／ ／	2: ／ ／	3: ／ ／

別表５の１　出航前の検査関係（検査項目例）

船体の検査	
1	船体に亀裂や破口はないか。
2	エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないか。
エンジンの検査	
3	航海計画に見合った燃料は十分にあるか。
4	燃料コック（バルブ）は開いているか。 燃料フィルターやセジメンター（油水分離器）にゴミや水分の混入はないか。
5	エンジンオイル（潤滑油）の量は十分か。
6	冷却清水の量は十分か。
7	バッテリーの液量は十分か。また、ターミナルは十分締め付けられているか。 バッテリーの耐用年数は切れていないか。
救命設備等その他の検査	
8	救命胴衣を着用したか。利用者に救命胴衣を着用させたか。
9	通信手段の充電量、予備バッテリーを確認したか。
10	気象・海象情報、水路情報は確認したか。
11	船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合した通信設備及び救命設備を搭載しているか。
12	落水者救助用の梯子は使用可能か。
13	瀬渡しの際に使用するステップ等は搭載しているか。
14	釣具・漁具等が安全な状態に設置・格納されているか。
エンジン始動後のエンジンの状態確認	
15	回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計、電圧計は正常値を指しているか。
16	冷却用の海水は通常どおりの量や勢いで排出されているか。
17	エンジンから異常な音やにおいは出ていないか。

出航前検査記録簿　（様式例）

確認項目	1／10	1／11	／	／	／	／
1	✓					
2	✓					
3	✓					
4	✓					
5	✓					
6	✓					
7	✓					
8	✓					
9	✓					
10	✓					
11	✓					
12	✓					
13	✓					
14	✓					
15	✓					
16	✓					
17	✓					
備考（異常時の対応等）	・・・・ ・・・					
確認者名	○○ ×× 確認者名には遊漁船業務主任者の氏名を記載。					

電子媒体で作成・保存することも可

適宜、行や列を追加すること

※確認時に項目に✓を入れる。

別表５の２　出航前の船長及び従業者への酒気帯びの有無・健康確認　（様式例）

酒気帯びの有無	
1	顔色、呼気の臭い、応答の状況により酒気帯びの有無。
2	アルコール検査器による検査。
健康状態の確認	
3	安全に業務を行える状態か。

アルコール等検査記録簿

氏名	検査日時	検査場所	検査者名	アルコール検査器の検査結果（数値）	酒気帯びの有無	業務の実行可否	備考
○○ ××　　印	令和○年 ○月○日 ○時頃	営業所	●●　△△	0	無	可	
○○ ××　　印	令和○年 ○月○日 ○時頃	営業所	●●　△△	0.3	有	不可	検査結果が0.15以上のため乗船不可
○○ ××　　印	令和○年 ○月○日 ○時頃	営業所	●●　△△		無	不可	体調不良のため乗船不可

検査者名には遊漁船業務主任者の氏名を記載

電子媒体で作成・保存することも可

適宜、行や列を追加すること

インターネット又は営業所での掲示等により公表すること							
作成日	／　／	変更日	1:　／　／		2:　／　／		3:　／　／

別表６　安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。
○一般的事項 ・出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。 ・航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。 ・航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。）を着用します。 ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。 ・12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。 ・利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。 ・航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。 ・随時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。 ・その他（　　）
○船釣りをする場合 ・利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。
○瀬渡しをする場合 ・利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。 ・磯等において、利用者には常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。 ・磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。
○体験漁業（観光定置、観光底びき等）をする場合 ・利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。

別添

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所（該当箇所を記入）	
岩場	○○沖における××岩周辺
浅瀬	××沖周辺
河川域	○○川における河口域周辺
防波堤	○○防波堤
定置網	××沖における○○定置網
養殖施設	○○湾内における××養殖施設
その他	××岬周辺
自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法	
GPSプロッター等	

登録 作成	インターネット又は営業所での掲示等により公表すること

別表７　出航中止基準及び帰航基準

<table>
<tr><td rowspan="3">出航中止基準</td><td colspan="2">出航の可否の判断は、以下の方法により行います。（該当に〇）</td></tr>
<tr><td>（〇）単独の判断</td><td>（〇）団体による判断</td></tr>
<tr><td>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。

・海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中
出航地の波高　〇〇　m以上
出航地の風速　××　m以上
出航地の視程　△△　m未満
・落雷のおそれがあるとき
・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか１名でも危険と判断したとき
・その他
（・・・・・・・・・・・・・・）</td><td>出航中止の判断は、以下のとおり行います。
①出航中止を判断する団体名
〇〇〇〇〇〇
②上記団体の代表者、連絡先
代表者　〇〇　××
連絡先　090-0000-・・・・
③団体の構成員の氏名又は名称及び　登録番号
別紙１のとおり
④出航中止の判断の方法
別紙２のとおり</td></tr>
<tr><td>帰航基準</td><td colspan="2">案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。
・海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令
・利用者に急病人やケガ人が出たとき
漁場における波高　〇〇　m以上
漁場における風速　××　m以上
漁場における視程　△△　m未満
・落雷のおそれがあるとき
・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき
・その他（・・・・・・・・・・・・・・）</td></tr>
</table>

インターネット又は営業所での掲示等により公表すること								
作成日	／　／	変更日	1:　／　／		2:　／　／		3:　／　／	

別表８　気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

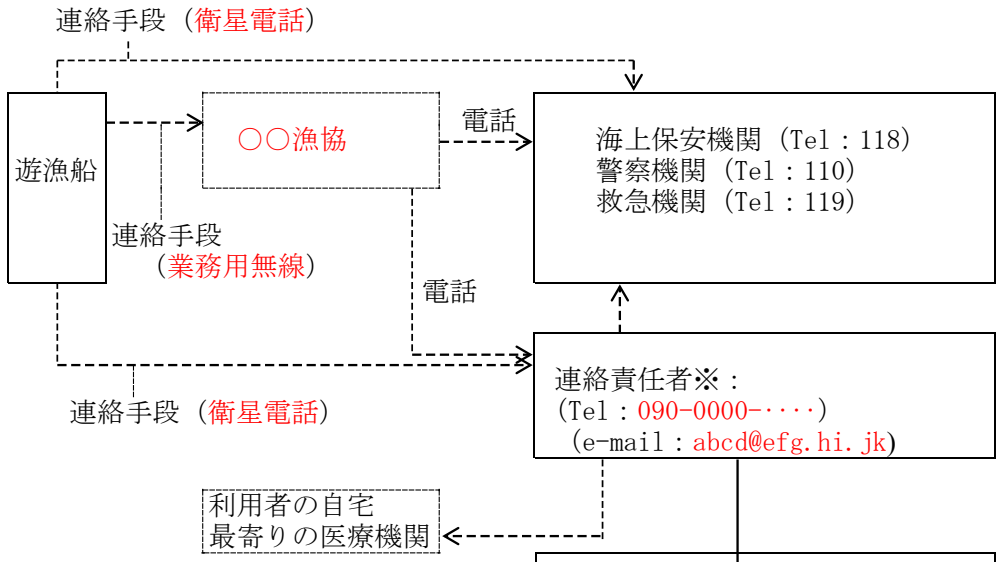
気象又は海象等の状況が悪化した場合の避難する場所	出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします。 案内する漁場の位置 / 避難する港 ××防波堤 / ○○港 ○○湾西部 / △△港 △△沖 / ××港 ●●岬周辺海域 / □□港 □□島周辺 / ☆☆港 上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。

瀬渡し（磯、筏、防波堤等渡し）の業務を行う場合	
磯等と遊漁船との間の連絡方法※（該当に○）	（○）携帯電話 （○）衛星電話 （○）利用者に渡した発煙筒 （○）その他（・・・・・・・・・・・・・・）
磯等に遊漁船の旅客定員を超えて利用者を渡す業務の形態の場合にあっては、緊急的に利用者を収容し帰航させる方法	○○漁協と緊急時の応援体制を取り決めており、漁協所属の船舶を使用して利用者を帰航させる。 ○○協議会において緊急時の応援体制を取り決めており、協議会加盟の船舶を使用して利用者を帰航させる。
津波警報、注意報が発令された場合の対応	早急に利用者の安否確認を行い、直ちに回収に向かう等

※連絡手段の通信設備については、船舶の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの 。
※気象又は海象等が悪化した場合は、必要な措置をとった上で、速やかに連絡責任者に連絡する。

登録番号		氏名又は名称		
作成日	／　／	1:　／　／	2:　／　／	3:　／　／

別表９　事故発生時等の連絡方法



※業務主任者の連絡手段（携帯電話がある場合）

業務主任者の氏名	電話番号 メールアドレス
○○　××	090-0000-‥‥
●●　△△	abcd@efg.hi.jk

船長の氏名	電話番号 メールアドレス
●●　△△	abcd@efg.hi.jk
☆☆　××	090-0000-‥‥

※遊漁船の連絡手段（○）業務用無線、（○）衛星電話、（○）その他（携帯電話）
（該当に○）

※連絡責任者：営業中は陸上にいて洋上の船長及び業務主任者と常に連絡が取れる者。
※連絡責任者の電話番号について、携帯電話があれば優先して記載する。
※連絡手段の通信設備は、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。

登 作	インターネット又は営業所での掲示等により公表すること

別表 10　情報を収集すべき事項

（１）利用者の安全の確保に必要な情報	出航地における波高、風速、視程
	出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報
	水路通報、気象・津波・海上警報等の情報
	乗船する利用者数 （12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数）
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報
	立入禁止区域に関する情報
（２）漁場の安定的な利用関係の確保に必要な情報	法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報
	漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用に関する情報

登	
作	インターネット又は営業所での掲示等により公表すること

別表 11　安全の確保のため周知すべき内容及び方法

周知の方法 （該当に〇）	（〇）遊漁船に周知内容を掲示する。 （〇）遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。 （〇）営業所のモニター又はタブレット端末等の電子機器で視聴してもらう（ウェブサイトに周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む）。
周知する内容	〇一般的事項 ・出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと ・遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと ・航行中、波の影響により船体が動揺することがあるときは、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること ・天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと ・救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法 ・落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 ・落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力 ・乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの）を着用すること ・その他（・・・・・・・・・・・・・・） 〇瀬渡しの場合 ・瀬渡し中及び磯等の上においては国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用すること ・磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法 ・その他（・・・・・・・・・・・・・・）
漁場において口頭で説明する。	〇一般的事項 ・案内する漁場において注意すべき事項 （自由記載（必須）・・・・・・・・・・・・・・） ・その他（・・・・・・・・・・・・・・） 〇瀬渡しの場合 ・磯等からの帰航時間 ・磯等で天候が急変した場合における避難場所 ・安全管理の手法（定期巡回、携帯電話等での連絡） ・船から磯、磯から船に渡る際に注意すべき事項 （自由記載（必須）・・・・・・・・・・・・・・） ・その他（・・・・・・・・・・・・・・）

登録番号		氏名又は名称	
作成日	／ ／	変更日	1: ／ ／ 2: ／ ／ 3: ／ ／

別表12　公表する情報（様式例）

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者１人当たりの填補限度額	利用定員又は旅客定員	契約期間
A丸	５千万円	10名	令和〇年〇〇月〇〇日から 令和〇年〇〇月〇〇日まで
B丸	７千万円		から で

別表１２は様式例のため、県に提出する際は内容の記載は不要です。
（公表の際は、内容を記入して公表してください。）

業務改善命令について公表する情報

事業者名	●●　〇〇
命令を受けた日	令和〇年〇〇月〇〇日
命令を受けた理由	見張り不十分による衝突事故を起こしたため
命令の内容	業務規程を遵守し、利用者の安全を確保すること
命令を受けて講じた（講じようとする）措置	業務規程を遵守し、適切な見張りを実施

登録番号		氏名又は名称	
作成日	／ ／	変更日	1: ／ ／ 2: ／ ／ 3: ／ ／

別表 13　法第 16 条に基づく周知の内容及び方法等

周知の方法 （該当に〇）	（〇）遊漁船に周知内容を掲示する。 （〇）遊漁船の乗船前に書面で配布、回覧をする。 （〇）営業所のモニター又はタブレット端末などで視聴してもらう（ウェブサイトに周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む）。
周知する内容	案内する漁場における、以下の関係法令等に基づく水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容（漁具及び漁法の制限、水産動植物の大きさの制限、採捕禁止となっている水産動植物の種類等）を周知します。 ①　水産資源保護法に基づく爆発物、有毒物の使用禁止 ②　漁業法及び水産資源保護法に基づく省令（瀬戸内海漁業取締規則等） ③　都道府県漁業調整規則 ④　海区又は連合海区漁業調整委員会の指示 ⑤　広域漁業調整委員会の指示 ⑥　事業者が所属する団体が当事者となっている漁場利用協定（沿岸漁場整備開発法に基づき届出されたもの） ⑦　事業者が所属する漁業協同組合が定めた資源管理規程（水産業協同組合法に基づき認定を受けたもの。） ⑧　法に基づく協議会において協議が調った事項 ⑨　その他都道府県が提供している情報 上記の関係法令等に基づき、あるいは国や地方公共団体による採捕量調査への報告が求められている水産動植物を利用者が採捕した場合には、採捕量調査への協力をするよう周知します。
利用者保護のために業務主任者が遵守すべき事項	・都道府県漁業調整規則又は海区、連合海区若しくは広域漁業調整委員会の指示によって定められた水産動植物の採捕禁止区域（利用者に採捕させる水産動植物に係るものに限る。）に案内しません。 ・周知した大きさの制限以下の水産動植物が相当程度採捕された場合は、漁場の位置を変更します。 ・周知した採捕禁止となっている水産動植物が相当程度採捕された場合は、漁場の位置を変更します。 ・その他（・・・・・・・・・・・・・・）

別記様式第１号　（様式例）

都道府県　遊漁船業担当者　あて

法第19条に基づく重大事故の報告書（第　報）

報告年月日	○○年○○月○○日
事故発生の日時及び場所	○○年○○月○○日　○○ 時頃
遊漁船の名称	Ａ丸
事業者の氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名も記入）	○○　△△
連絡先　（TEL）090-0000-‥‥（e-mail）○○@○○．○○	
事業者の登録番号	○○○○○○○○○○
報告者名（事業者が報告した場合は不要）	
連絡先　（TEL）　（e-mail）	
事故の種類（該当に○）	（○）衝突事故、（　）乗揚・座礁事故、（　）転覆事故（　）滅失（沈没）事故、（　）火災事故（　）機関等故障、（　）その他（　）
事故の原因	前方不注意
乗船した船長の氏名	○○　××
乗船した業務主任者の氏名	同上
事故発生時の気象・海象等の状況	晴天　南西の風１ｍ/秒　・　波高１ｍ　うねりなし
死亡者、行方不明者及び負傷者の数、負傷者の負傷の程度	死亡者数　　○名 行方不明者数　○名 負傷者数　　○名　医師の治療を要する期間○○日
損壊した物及び損壊の程度	船首における直径30㎝の穴及び破損箇所からの浸水
死亡者又は行方不明者がある場合には、その者の氏名その他参考になる情報	○○　×× 事故当時、黄色い上着と赤い帽子を着用
当該事故について講じた措置	事故直後、連絡責任者及び海上保安庁への連絡、救助要請
事故時の業務の形態（該当に○）	（○）船釣り（　）瀬渡し（　）その他
乗船した利用者の数	10 名
備考	

※随時、明らかになった事実について追記・修正したものを提出。

別記様式第２号　乗務記録（様式例）

年月日	○年○月○日	○年○月○日	○年○月○日
開始時刻	○○時○○分		
終了時刻	○○時○○分		
開始場所 （終了場所）	○○港		
乗船した船長の氏名	○○　××		
乗船した遊漁船業務主任者の氏名	同上		
乗船した従業者の氏名	△△　□□		
遊漁船の名称	●●丸		
気象及び海象等の状況	晴天北西の風１ｍ及び波高0.5m		
案内した漁場の位置	○○沖××岩周辺		
利用者の数	10名		
利用者が採捕した主な水産動植物	カワハギ マダイ カサゴ		
重大な事故又は海難その他の異常の事態が発生した場合には、その概要及び原因※	なし		
気象若しくは海象等の状況が悪化した場合又は海難その他の異常の事態が発生した場合には、連絡責任者に連絡した旨及び内容	強風が確認されたため連絡責任者に連絡した		
遊漁船業者に対し、出航判断に関する意見、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する意見をした場合には、その旨及び内容	採捕禁止期間に該当している水産動植物についての注意喚起		
その他			

電子媒体で作成・保存することも可

適宜、行や列を追加すること

※法第19条に基づき都道府県知事に報告する重大事故に加え、重大事故ではない事故等（海難その他の異常の事態）についても、乗務記録には記載し、日頃の安全管理に活用します。

別記様式第３号　実務研修記録（様式例）

日数	研修者名	●●　××	研修実施者（遊漁船業務主任者）	氏名　○○　×× / 経験年数　10年	
	実施日	実施時間	業務の形態 ※１	実施海域	研修内容 ※２
1	○年○月○日	○時○分～○時○分	瀬渡し	○○沖△△瀬	１、２、３
2	○年○月○日	○時○分～○時○分	瀬渡し	○○沖△△瀬	１、２、３、４、５
3	○年○月○日	○時○分～○時○分	瀬渡し	○○沖△△瀬	１、２、３、
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

注意事項

・１日につき５時間以上実施すること

・業態ごと（船釣り、瀬渡し、体験漁業）に 30 日以上実施すること

・習熟度確認は２日以上実施すること

※１：業務の形態は、船釣り、瀬渡し、その他（具体的に）のいずれかを記載。
※２：研修内容は、別紙の項目の数値を記載。

（別紙）

項目	内容
１.利用者の安全管理	・出航前検査 ・救命設備・通信設備の使用方法 ・利用者に対する遵守すべき事項や出航中止、帰港基準等の説明 ・営業中の利用者数の確認 ・気象・海象等の情報の収集方法 ・海域の特性（水温、波高）に応じた安全管理 ・業態（船釣り、瀬渡し、漁業体験等）や案内する漁場における水産動植物の採捕に係る安全管理　等
２.漁場の選定	・漁場の選定に係る情報収集 ・魚群探知機等の使用方法の習得　等
３.利用者への指導・助言	・水産動植物を採捕するための指導及び補助（釣り方、磯渡しの仕方、安全確認　等） ・乗客が採捕した水産動植物（特にクロマグロ等採捕報告が義務付けされているもの）の確認及び国が行う採捕量調査への協力の依頼　等
４.気象等が悪化した際の対応	・連絡体制、対応手順の確認 ・漁場ごとの避難港の確認 ・落水者の発生を想定した定期訓練の実施（研修期間内に１回以上実施）
５.その他	・乗務記録の作成手法 ・関係法令等の知識の習得 ・上記に関連した業務　等
６.習熟度確認	・１～５の内容について習熟度を確認

実務研修習熟度確認表（様式例）

項目	内容	業態		
		船釣り	瀬渡し	その他
利用者の安全管理	出航前検査	✓		
	救命設備・通信設備の使用方法	✓		
	利用者に対する遵守すべき事項や出航中止、帰港基準等の説明	✓		
	営業中の利用者数の確認	✓		
	気象・海象等の情報の収集方法	✓		
	海域の特性（水温、波高）に応じた安全管理	✓		
	案内する漁場における水産動植物の採捕に係る安全管理	✓		
漁場の選定	漁場の選定に係る情報収集	✓		
	魚群探知機等の使用方法の習得	✓		
利用者への指導・助言	水産動植物を採捕するための指導及び補助	✓		
	乗客が採捕した水産動植物（特にクロマグロ等採捕報告が義務付けされているもの）の確認及び国が行う採捕量調査への協力の依頼	✓		
気象等が悪化した際の対応	連絡体制、対応手順の確認	✓		
	漁場ごとの避難港の確認	✓		
	落水者の発生を想定した定期訓練の実施（研修期間内に１回以上実施）	✓		
その他	乗務記録の作成手法	✓		
	関係法令等の知識の習得	✓		
	上記に関連した業務	✓		

別記様式第五号（第十一条関係）

【記入例】

遊漁船業者登録事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

届出年月日と届出者氏名を記入します。
なお、届出者は、登録申請者と同じ人になります。

令和〇年〇月〇日

届出者　千葉　太郎

千葉県知事　殿

フリガナ 氏名又は名称	チバ　タロウ 千葉　太郎
住　　所	郵便番号（２６０－８６６７） 千葉県千葉市中央区市場町１番１号 電話番号　（０４３）〇〇〇－×××× メールアドレス　〇〇〇@×××.××
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	

登録している氏名・会社名・住所等を記入します。

法人登録の場合、その代表者の氏名を記入します。

登録番号	千葉県第〇〇号
登録年月日	令和〇年〇月〇日

遊漁船業者としての登録番号、初めて登録された年月日を記入します。

変更に係る事項	変　更　前	変　更　後	変更年月日
保険の契約期間	令和６年〇月〇日～ 令和７年〇月〇日	令和７年〇月〇日～ 令和８年〇月〇日	令和７年〇月〇日
遊漁船の追加	第一千葉丸	第一千葉丸 第二千葉丸	令和７年〇月〇日

変更内容を記入します。

変更前と変更後の内容についてそれぞれ記入します。

・変更年月日を記入します。
・保険の契約締結日等になります。

別記様式第六号（第十二条関係）　　**【記入例】**

業務規程変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

届出年月日と届出者氏名を記入します。
なお、届出者は、登録申請者と同じ人になります。

令和〇年〇月〇日

届出者　千葉　太郎

千葉県知事　殿

フリガナ 氏名又は名称	チバ　タロウ 千葉　太郎
住　　所	郵便番号（２６０－８６６７） 千葉県千葉市中央区市場町１番１号 電話番号　（０４３）〇〇〇－×××× メールアドレス　〇〇〇@×××.××
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	

登録している氏名・会社名・住所等を記入します。

法人登録の場合、その代表者の氏名を記入します。

登録番号	千葉県第〇〇号
登録年月日	令和〇年〇月〇日

遊漁船業者としての登録番号、初めて登録された年月日を記入します。

変更に係る事項	変　更　前	変　更　後	変更年月日
遊漁船の追加 （別表１、２、３４）	第一千葉丸	第一千葉丸 第二千葉丸	令和〇年〇月〇日
業務主任者の追加 （別表１、２、９）	千葉　太郎	千葉　太郎 千葉　一郎	

・変更年月日を記入します。
・業務規程の変更はあらかじめ届出が必要です(届出日よりあとの日付になります)。

変更前と変更後の内容についてそれぞれ記入します。

・変更内容と対応する別表の番号を記入します。
・変更した別表及び対応する根拠書類を添付します。

別記様式第七号（第十三条関係）

【記入例】

遊漁船業者廃業等届出書

この届出書により、次のとおり廃業等の届出をします。

登録していた事業者の名称を記入します
・個人登録の場合→氏名
・法人登録の場合→会社名

令和〇年〇月〇日

届出者　　千葉　太郎

千葉県知事殿

フリガナ 氏名又は名称	チバ　タ 千葉　太
住　　所	郵便番号（２６０－８６６７） 千葉県千葉市中央区市場町１番１号 電話番号　（０４３）〇〇〇－×××× メールアドレス　〇〇〇@×××.××
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	

・廃業した事実が発生した日から30日以内に届出を提出します。
・届出者は氏名を記入します。
・死亡による廃業の場合は、相続人が届出者となります。

法人登録の場合、その代表者の氏名を記入します。

登録番号	千葉県第〇〇号
登録年月日	令和〇年〇月〇日
廃止年月日	年　　月　　日
廃　止　の　事　由	

遊漁船業者としての登録番号、初めて登録された年月日を記入します。

廃止の事実が発生した日を記入します。

「廃止の事由」について、不要なものを二重線で消します。

~~死亡~~

~~合併により消滅~~

~~破産手続開始の決定により解散~~

~~合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散~~

遊漁船業を廃止

備　考

「廃止の事由」については、不要なものを消すこと。

記入例

千葉　太郎　様

遊漁船業者の氏名を記入します。

同　意　書

私は、下記の事項について同意します。

記

遊漁船業者の氏名を記入します。

一、私の所有する「船舶名：　千葉丸　」(船舶番号：第　○○　－　○○○　号)以下「同船」という。）を　千葉　太郎　(以下「同業者」という。)の遊漁船業務に使用すること

二、私が○○損害保険株式会社と契約している同船の○○総合保険(以下「同保険」という。)につき、同業者が同船の運航に伴い損害賠償義務が生じた場合、同保険契約に有する私の権利を同業者が行使すること

以上

令和　　年　　月　　日

千葉　次郎　　印

・保険契約者及び船舶所有者の氏名を記入します。
・押印が必要です。

利用者名簿の参考様式

例１

○○丸　　利用日：　　年　月　日　　時　分

(～　　日　　時　　分予定)

漁場の位置：

No.	氏　名	住　所	電話番号	性別	年齢	備考 (緊急時の連絡先等)

例２…個人情報保護を目的とした様式例

○　　○

○○丸

漁場の位置：

No.１	氏名		
年齢		性別	男・女
住所			
電話番号			
緊急時の 連絡先等			
利用日	年　月　日　時　分 (～　日　時　分予定)		

○　　○

○○丸

漁場の位置：

No.２	氏名		
年齢		性別	男・女
住所			
電話番号			
緊急時の 連絡先等			
利用日	年　月　日　時　分 (～　日　時　分予定)		

インターネットでの公表のイメージ（例）

遊　漁　船　業　者　登　録　票	
氏名又は名称	
登録番号	
登録の有効期間	年　月　日から 年　月　日まで
営業所の所在地	
遊漁船の名称	
遊漁船業務主任者の氏名	
損害賠償責任の保険期間	年　月　日から 年　月　日まで

別表４（全　枚の　枚目）　遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理番号	遊漁船の名称	船舶番号、漁船登録番号等	総トン数	長さ	旅客定員又は利用定員	業務形態 主たる業務：◎ その他全て：○
		航行区域（該当に○）				
		遊漁船の使用状況（該当に○）				
		遊漁船の記載状況（該当に○） 船舶の所有状況（該当に○）	通信設備※の状況（該当に○）		救命設備※１の状況（該当に○）	
			トン	m	人	
		（ ）平水・（ ）限定沿海・（ ）沿海・（ ）遠洋、近海 （ ）遊漁船専用・（ ）漁船と兼用・（ ）他使用と兼用				（ ）船釣り （ ）瀬渡し※２ （ ）その他
		（ ）単独記載・（ ）重複記載 （ ）自己所有船舶・（ ）他者所有船舶	（ ）業務用無線 （ ）衛星電話 （ ）その他（　　）		（ ）改良型救命いかだ （ ）EPIRB（非常用位置等発信装置） （ ）AIS（船舶自動識別装置） （ ）その他（　　）	（　　）
			トン	m	人	
		（ ）平水・（ ）限定沿海・（ ）沿海・（ ）遠洋、近海 （ ）遊漁船専用・（ ）漁船と兼用・（ ）他使用と兼用				（ ）船釣り （ ）瀬渡し※２ （ ）その他（　　）
		（ ）単独記載・（ ）重複記載 （ ）自己所有船舶・（ ）他者所有船舶	（ ）業務用無線 （ ）衛星電話 （ ）その他（　　）		（ ）改良型救命いかだ （ ）EPIRB（非常用位置等発信装置） （ ）AIS（船舶自動識別装置） （ ）その他（　　）	
重複記載※３している場合の事由		（ ）多客期にチャーターするため （ ）その他（　　）				

別表６　安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。

○一般的事項
・出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
・航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。
・航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します
・乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。）を着用します。
・乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。
・12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
・利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。
・航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
・随時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。
・その他（　　）

○船釣りをする場合
・利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。

○瀬渡しをする場合
・利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
・磯等において、利用者には常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。
・磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。

○体験漁業（観光定置、観光底びき等）をする場合
・利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。

別添

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所（該当箇所を記入）

岩場	
浅瀬	
河川域	
防波堤	
定置網	
養殖施設	
その他	

自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法

別表７　出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。（該当に○）	
	（　）単独の判断	（　）団体による判断
	出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。 ・海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 出航地の波高　　m以上 出航地の風速　　m以上 出航地の視程　　m未満 ・落雷のおそれがあるとき ・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか１名でも危険と判断したとき ・その他 （　　）	出航中止の判断は、以下のとおり行います。 ①出航中止を判断する団体名 ②上記団体の代表者、連絡先 代表者 連絡先 ③団体の構成員の氏名又は名称及び　登録番号 別紙１のとおり ④出航中止の判断の方法 別紙２のとおり
帰航基準	案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。 ・海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令 ・利用者に急病人やケガ人が出たとき 漁場における波高　　m以上 漁場における風速　　m以上 漁場における視程　　m未満 ・落雷のおそれがあるとき ・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき ・その他（　　）	

別表８　気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

気象又は海象等の状況が悪化した場合の避難する場所	出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします。 案内する漁場の位置 / 避難する港 上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。

瀬渡し（磯、筏、防波堤等渡し）の業務を行う場合	
磯等と遊漁船との間の連絡方法※（該当に○）	（　）携帯電話 （　）衛星電話 （　）利用者に渡した発煙筒 （　）その他（　　）
磯等に遊漁船の旅客定員を超えて利用者を渡す業務の形態の場合にあっては、緊急的に利用者を収容し帰航させる方法	
津波警報、注意報が発令された場合の対応	

別表 10　情報を収集すべき事項

（１）利用者の安全の確保に必要な情報	出航地における波高、風速、視程
	出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報
	水路通報、気象・津波・海上警報等の情報
	乗船する利用者数 （12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数）
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報
	立入禁止区域に関する情報
（２）漁場の安定的な利用関係の確保に必要な情報	法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報
	漁場利用協定や漁場僧行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用に関する情報

別表 11　安全の確保のため周知すべき内容及び方法

周知の方法（該当に○）	（　）遊漁船に周知内容を掲示する。 （　）遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。 （　）営業所のモニター又はタブレット端末等の電子機器で視聴してもらう（ウェブサイトに周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む）。
周知する内容	○一般的事項 ・出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと ・遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと ・航行中、波の影響により船体が動揺することがあるときは、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること ・天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと ・救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法 ・落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 ・落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力 ・乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの）を着用すること ・その他（　　） ○瀬渡しの場合 ・瀬渡し中及び磯等の上においては国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用すること ・磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法 ・その他（　　）
漁場において口頭で説明する。	○一般的事項 ・案内する漁場において注意すべき事項 （自由記載（必須）　　） ・その他（　　） ○瀬渡しの場合 ・磯等からの帰航時間 ・磯等で天候が急変した場合における避難場所 ・安全管理の手法（定期巡回、携帯電話等での連絡） ・船から磯、磯から船に渡る際に注意すべき事項 （自由記載（必須）　　） ・その他（　　）

別表12　公表する情報（様式例）

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者１人当たりの填補限度額	利用定員又は旅客定員	契約期間

業務改善命令について公表する情報

事業者名	
命令を受けた日	
命令を受けた理由	
命令の内容	
命令を受けて講じた（講じようとする）措置	